

1 PFI全般

2 アクションプランの改定(令和5年6月2日)

3 ローカルPFI等

4 支援施策等(地域プラットフォーム等)

**5 参考資料**

# PPP/PFI推進にあたっての考え方

## 基本的な考え方

- PPP/PFIは、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスを実現する手法。
- 新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として推進。

## PPP/PFIに期待される効果

### i) 財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立

- 国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増すとともに財政状況人口減少に伴う職員の減少が見込まれる中で、老朽化が進むインフラを維持していくことが求められている。
- PPP/PFI推進による公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化が図られることにより、以下の効果が期待される。
  - ・ 財政健全化とインフラの確保の両立
  - ・ 多様な政策ニーズに的確に対応
  - ・ 適切かつ効果的な賢い支出による経済・財政一体改革への貢献

### ii) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

- 収益施設の併設等の民間の収益事業が展開されることで、新たな雇用や投資を伴うビジネス機会は一層拡大する。
- 潤沢な民間資金の流れを作ることにより、以下の促進が期待される。
  - ・ プロジェクトファイナンスの活性化
  - ・ インフラファンドの育成
  - ・ インフラ投資市場の整備

### iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済社会の実現

- 良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開は、地域の賑わい創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域経済社会の実現に向けた取組を促進する。
- 魅力的で活力ある地域の実現は、デジタル田園都市国家構想などの推進に貢献することが期待される。

# PPP/PFIについて③

◆PPP/PFIには **低コスト** **質の高いサービス** **地元経済効果** 等の大きな効果

◎PPP（官民連携事業）のうち、**PFI法**に基づく事業が**PFI**（民間資金等活用事業）

## PPP：民間の力を公的サービスに有効活用する事業

指定管理者制度、包括的管理委託、公有地／施設貸与等

## PFI：PPPのうち、PFI法に基づいて実施される事業

### 一定の 対象事業

**公共施設等**として限定列挙  
（空港・港湾、上下水道、  
文教施設、住宅等）

### 一定の 事業主体

**公的主体**に限定  
（国、地方公共団体、  
独立行政法人等）

### 一定の 手続

**実施方針**の策定・公表  
事業選定（**VFM分析**）  
事業者選定（**総合評価方式**）

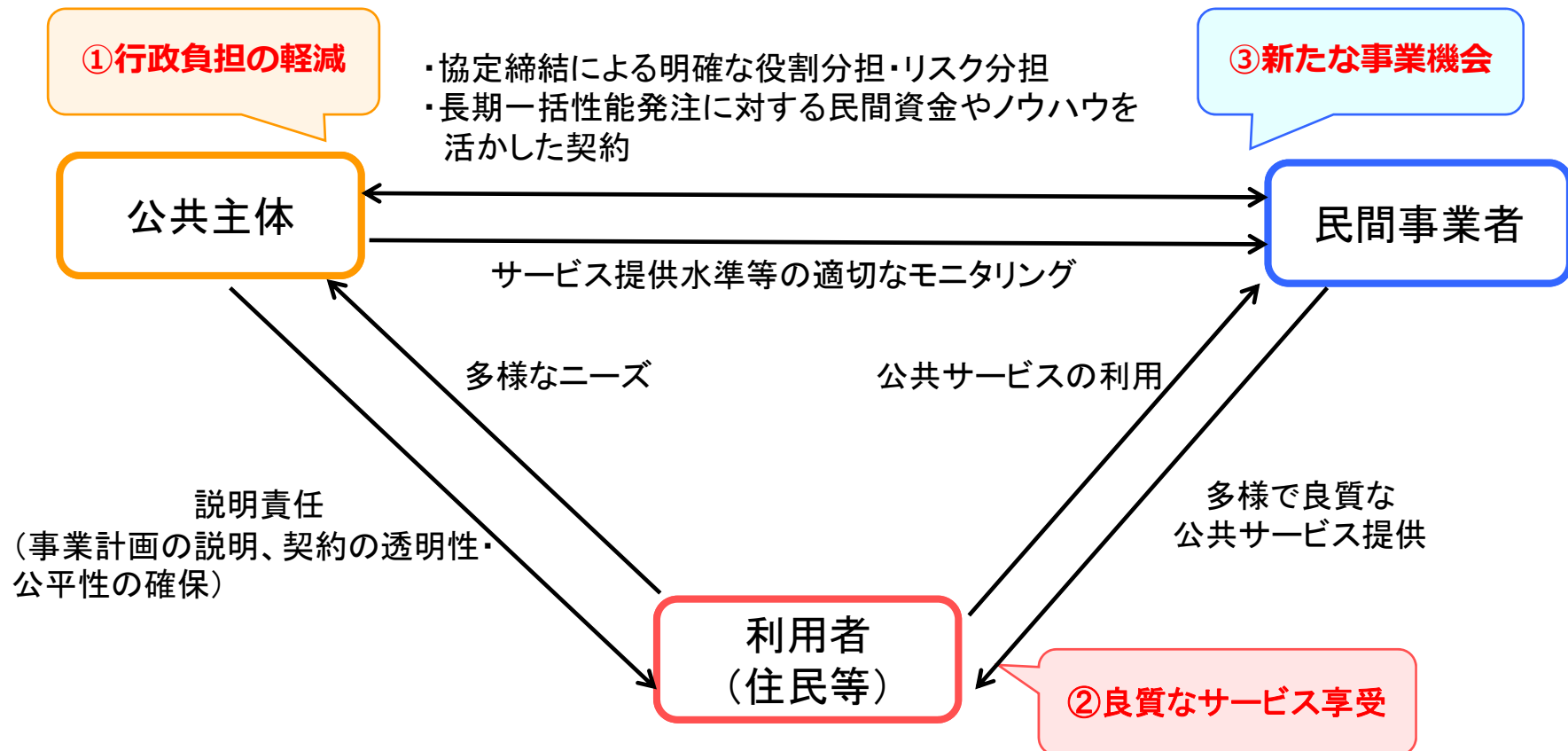
- ・設計、建設、運営等を一体的に発注
- ・長期間（複数年度）での発注
- ・国庫債務負担行為の期間延長（5→30年）
- ・行政財産の貸付が可能
- ・国有財産の無償・低額使用が可能
- ・民間視点での提案、競争
- ・民間による資金調達
- ・コンセッション方式の実現
- ・PFI推進機構の支援 等

サービス購入型、収益型、コンセッション型 等

# PPP/PFI手法に期待される3つの効果

## 3つの効果

- ① 公共サービス提供の低コスト化・省力化による財政的・人間的な行政負担の軽減【公共】
- ② 質の高い公共サービスの提供を受けることができる【利用者】
- ③ 官民の役割分担の見直しによる新たな事業機会の創出【民間事業者】



# (参考)PFI事業の実施状況／分野別

## 分野別実施方針公表件数

(令和4年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設 等)	4	268(21)	48(5)	320(26)
まちづくり(公営住宅、道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	24(1)	207(13)	2	233(14)
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	134(7)	3	137(7)
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎 等)	49	21	5	75
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	31(4)	0	31(4)
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	18	0	26
生活と福祉(福祉施設 等)	0	25	0	25
その他(複合施設 等)	7	76(7)	2	85(7)
合計	92(1)	780(52)	60(5)	932(58)

(注1)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2)括弧内は令和3年度の実施件数(内数)

# PFI法の概要 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

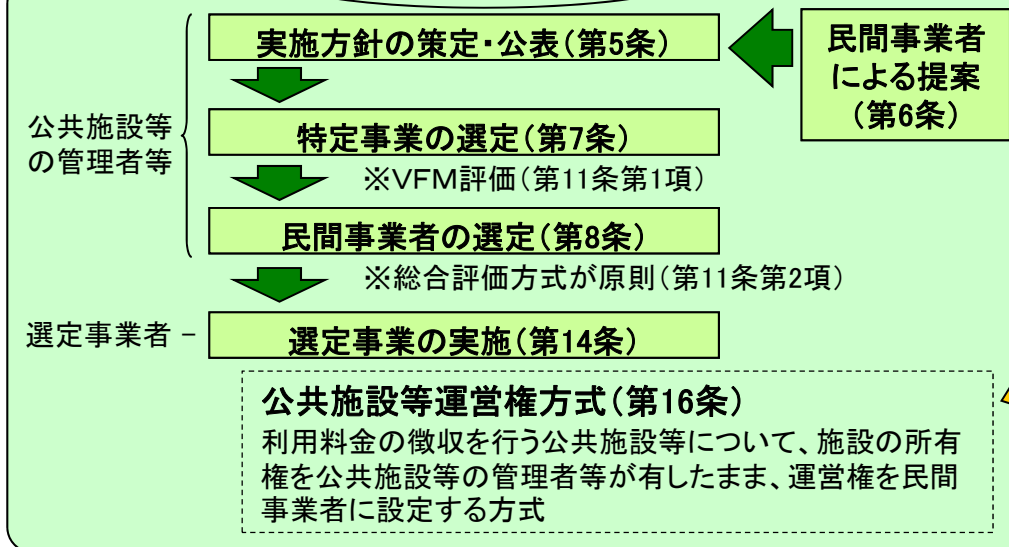
## 公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

### 事業の実施



## 支援措置等

- ワンストップ窓口制度(第15条の2)
- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能
- 国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能
- 公務員の退職派遣制度(第78条、第79条)  
公共施設等の運営等に関する専門的ノウハウ等を有する公務員を公共施設等運営権者に退職派遣させる制度
- 公共施設等運営権者が指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例(第23条第3項、第26条第5項)  
公共施設等運営権制度と指定管理者制度を併用する場合の手續の煩雑さを軽減
- 上下水道事業におけるに係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除(附則第4条) 等

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

## PFI推進会議(第83条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第85条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

# PFI法の改正経緯

## 平成11年 PFI法成立(議法)

## 平成13年 PFI法改正(議法)

- 行政財産の貸付
  - ・ 公共施設等の整備等の場合:PFI事業者に対する貸付
  - ・ 民間施設を合築する場合:PFI事業者に対する貸付
- 公共施設等の管理者等の範囲の拡大:衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を付加

## 平成17年 PFI法改正(議法)

- PFI事業が良好な公共サービスを提供するものであることを明確化
- 行政財産の貸付の拡大
  - ・ 民間施設を合築する場合:民間施設の部分をPFI事業者から譲渡された第三者への貸付
  - ・ 民間施設を併設する場合:民間施設がPFI事業の実施に資する場合の貸付

## 平成23年 PFI法改正(閣法)

- 対象施設の拡大:賃貸住宅、船舶・航空機、人工衛星等を追加
- 民間事業者による提案制度の導入:民間事業者による実施方針策定の提案
- 技術提案制度:高度な技術提案を踏まえることを規定
- 公共施設等運営権方式の導入:利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式の導入

## 平成25年 PFI法改正(閣法)

- 官民連携インフラファンドの創設
  - ・ 公共施設等運営事業等への金融支援を行う(株)民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の設立

## 平成27年 PFI法改正(閣法)

- 公共施設等運営権者への公務員の退職派遣制度の創設
  - ・ 事業の初期段階における公務員の専門的ノウハウの継承による円滑な立ち上げの支援

## 平成30年 PFI法改正(閣法)

- 公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援機能の強化等:ワンストップ窓口制度等を措置
- 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合における地方自治法の特例
- 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除

## 令和4年 PFI法改正(閣法)

- PFI事業の対象となる公共施設等の拡大:スポーツ施設及び集会施設を追記
- 公共施設等運営事業に関する実施方針の変更手続の創設
  - ・ 公共施設等運営権設定後に実施方針で定めた施設の規模や配置の変更を可能とする制度の創設
- PFI推進機構の業務の追加及び保有株式等の処分期限の延長

# 政府の推進体制

## 「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」 （令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

### 第4章 中長期の経済財政運営

#### 3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

（前略）

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFI（※1）について、改定アクションプラン（※2）に基づき、各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを視野に、取組を推進する（※3）。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。上下水道の所管の一元化を見据えたウォーターPPP（※4）や、スモールコンセッション（※5）、LABV（※6）等のスキームを確立し、導入拡大を図る。地域社会・経済に貢献するローカルPFIの確立と普及に向け、PFI推進機構の機能も活用しつつ、地域プラットフォームの拡充に取り組む。

※1 民間の資金・ノウハウを公共施設等の建設、維持管理、運営等に活用する手法。自律的な展開基盤の早期形成のため、2022～2026年度を重点実行期間としている。

※2 PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）。

※3 重点分野で従来の計70件に加え、2031年度までに計575件の新たなターゲットを設定。

※4 上水道・下水道・工業用水道の水道3分野において、公共施設等運営事業及び当該事業に段階的に移行するための官民連携方式を導入するもの。

※5 空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図る小規模なコンセッション等事業。

※6 地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不動産の有効活用を図る方式。



## 政府の推進体制

### 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」 (令和5年6月16日閣議決定) (抜粋)

#### Ⅵ. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

##### 4. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化

公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション（公共施設等運営事業）等を加速する。空港については、新型コロナウイルス感染症のような不可抗力によって費用・損害が生じる場合の官民のリスク分担の在り方について検討を進め、2026年度までに3か所について、具体的な方針を決定する。なお、羽田・成田は空港容量の活用・拡大に向け、地域との調整を進める。

2026年度までに、バスタ7か所、スタジアム・アリーナ10か所について、具体的な方針を決定する。スタジアム・アリーナについては、導入構想段階から自治体の検討を支援する。また、公園、公民館等の身近な施設についてのモデルの形成を支援する。

林業分野では、新たな樹木採取権の設定に向け、候補地の選定を進める。その際、案件形成に向けた市場調査・情報収集（マーケットサウンディング）の常時実施、権利期間（基本は10年）の柔軟化、採取区の複数・同時指定等の対応を行う。

### 「成長戦略等のフォローアップ」 (令和5年6月16日閣議決定) (抜粋)

#### Ⅲ. 「社会的課題を解決する経済社会システムの構築」関連のフォローアップ<sup>○</sup>

・「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、空港、交通ターミナル、スタジアム・アリーナでの公共施設等運営事業等の実施を加速化するほか、成果連動型民間委託契約方式の事業数を増加させる。

# 「5年件数目標」と「事業件数10年ターゲット」の内訳

第19回PFI推進会議資料  
(R5.6.2)

5年件数目標(R4-R8)		
	R4アクションプラン	
重点分野	5年間で少なくとも 具体化すべき事業 件数目標 (対象: R4-R8)	対象とする 施設・契約形態
空港	3	コンセッション
水道	5	コンセッション等
下水道	6	コンセッション
道路	6	バスタでコンセッション等 のPPP/PFI
スポーツ施設	10	コンセッション
文化・社会教育施設	10	コンセッション等
大学施設	5	コンセッション等
公園	2	利用料金の設定された 公園でのコンセッション
MICE施設	10	コンセッション
公営住宅	10	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	コンセッション
公営水力発電	R5以降の目標は今後検討 (3件を予定)	公営企業局の 経営のあり方検討
工業用水道	3	コンセッションをはじめとする 多様なPPP/PFI
合計	70	

事業件数10年ターゲット(R4-R13)		
	R5アクションプラン	
重点分野	10年間で具体化を 狙う事業件数 (10年ターゲット) (対象: R4-R13)	対象とする 施設・契約形態 (案)
空港	10	コンセッション
水道	100	ウォーターPPP
下水道	100	ウォーターPPP
道路	60	バスタをはじめとする道路 分野全体(他分野との連携 含む)でのPPP/PFI
スポーツ施設	30	コンセッション
文化・社会教育施設	30	コンセッション等
大学施設	30	コンセッション、 PPP/PFI
公園	30	コンセッションなど 公園全体での民間活用
MICE施設	30	コンセッション、 PFI
公営住宅	100	コンセッション、 収益型事業、 公的不動産利活用、 PFI
クルーズ船向け 旅客ターミナル施設	10	コンセッション及び国際旅 客船拠点形成港湾制度
公営水力発電	20	公営企業局の水力発電施設 における経営のあり方検討
工業用水道	25	ウォーターPPPをはじめとする 多様なPPP/PFI
合計	575	

# 管理・更新一体マネジメント方式の要件

## ①長期契約

○契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする**。

## ②性能発注

○**性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

(性能規定の例)・処理施設: 処理後の水質が管理基準を満たしていること

・管路施設: 適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

## ③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

## ④プロフィットシェア

○事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア\*1の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で縮減した場合、縮減分を官民でシェアする\*2。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2縮減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2縮減	2		1	1

\*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

\*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

# 更新実施型と更新支援型のスキーム

## ③維持管理と更新の一体マネジメント

○維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

類型	更新実施型	更新支援型
契約関係(例)	<p style="text-align: center;">* PFI事業契約を原則とする</p>	<p style="text-align: center;">*「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン(令和2年9月国土交通省)」を参照</p>
事業フロー(例)	<p style="text-align: center;">原則10年</p> <p style="text-align: center;">*処理方式の変更等の大規模な更新工事は事業範囲外とすることも考えられる。</p>	<p style="text-align: center;">原則10年</p>
特長	<p>○更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。</p>	<p>○発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。</p>

## 管理・更新一体マネジメント方式と既存方式の比較

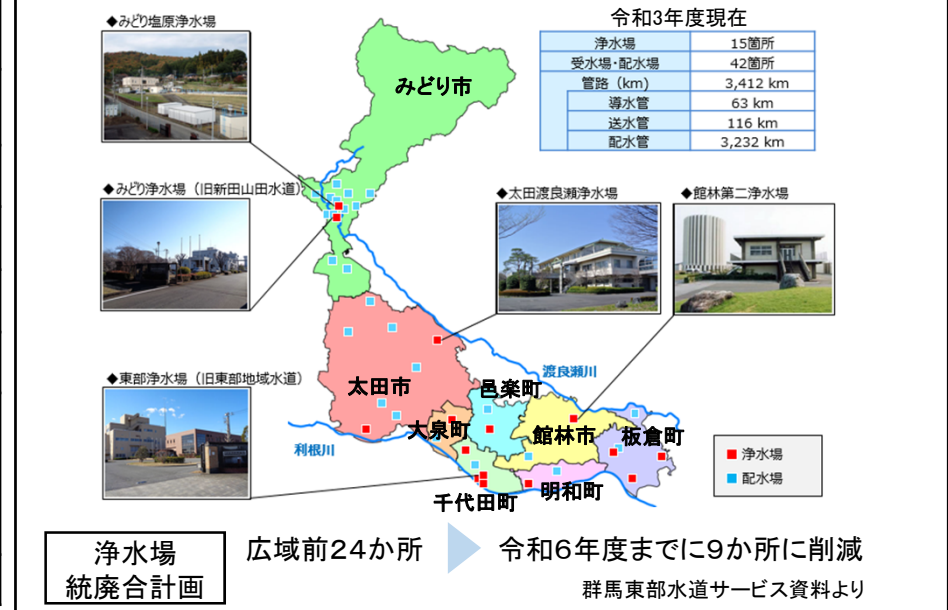
項目		公共施設等運営事業 [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5]	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1～3]
運営権の設定		有	無	無
料金(水道・工業用水道)・ 使用料(下水道)・ 利用料金(コンセッション)	收受者	料金・使用料:自治体が收受 利用料金(PFI法):運営権者が收受	料金・使用料:自治体が收受	料金・使用料: 自治体が收受
	決定方法	料金・使用料:条例で定める 利用料金:条例で上限設定が一般的	料金・使用料:条例で定める	料金・使用料: 条例で定める
契約期間		10年～20年(実績ベース)	原則10年	3～5年程度
維持管理	原資	利用料金	(更新実施型)サービス対価 (更新支援型)委託料	委託料
	性能発注と支払いの 仕組み(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質と水量等を性能指標とし、性能が発揮されている限り、契約で定めた利用料金を收受する。</li> <li>・従業員数や資機材使用量等は民間の自由裁量で、期中のコスト削減分は、民間の利益となる。</li> <li>・性能基準を満たさない場合は、減額措置等あり。</li> </ul>	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価もしくは委託料」に読み替える。) ※性能発注の徹底をガイドライン等で周知	仕様発注・性能発注
更新	原資	利用料金、民間資金、補助金、地方債 ※多様な組み合わせがある	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間資金部分:利用料金で回収</li> <li>・補助金・地方債部分:出来高払い等</li> </ul>	(同左。ただし、「利用料金」を「サービス対価」に読み替える。)	—
	自由度の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者が契約全期間、5年毎、毎年度の更新計画案を策定し管理者と協議、調整、合意する。</li> <li>・民間事業者が各工事を実施。</li> </ul>	(更新実施型)同左 (更新支援型)例えば運営開始後3年毎等に更新計画案を策定し地方公共団体に提供。	—
	プロフィットシェア	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約後VEの活用等</li> </ul> (更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)	—

○3市5町の水道事業広域化により企業団を設置し、公募を経て設立された官民出資会社に水道事業の運営及び更新工事を委託。

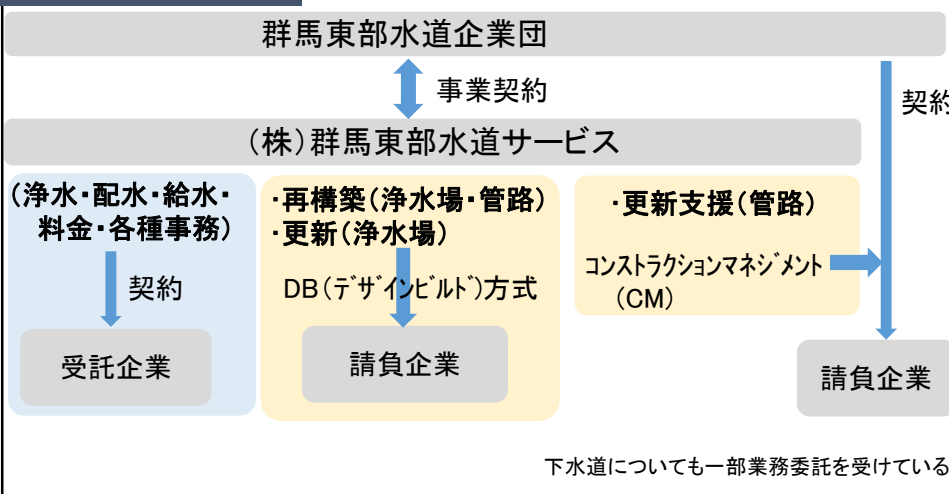
## 【概要】

事業主体	群馬東部水道企業団(一部事務組合) (太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町)
民間事業者	株式会社 群馬東部水道サービス (出資者:企業団、(株)明電舎、(株)ジーシーシー自治体サービス、(株)クボタ)
給水人口	447,697人(2021年)
契約金額	73億円(令和5年度)
契約期間	平成29年(2017)4月1日～令和7年(2025)3月31日 (8年間)
発注形態	性能発注
事業内容	・維持管理(取水・配水・給水・料金・各種事務等) ・更新(浄水場・管路等) ・料金徴収・財務業務・各種管理業務等の支援業務等
プロフィットシェア	ユーティリティ費や修繕費の削減分は清算しない。

## 【位置図】

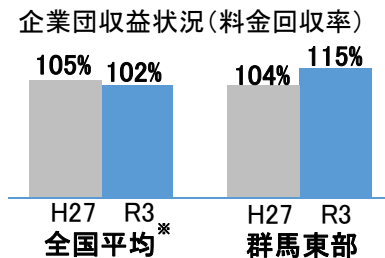


## 【事業スキーム】



## 【事業の効果】

全国的に水道経営の厳しさが増す中、企業団の経営状況は改善傾向



- ◆ 広域化・垂直統合(県の2浄水場の譲受)の効果により給水に係る原価を抑制
- ◆ 広域化により増加した維持管理業務や施設統廃合等の更新工事に対し、官民連携スキームを導入

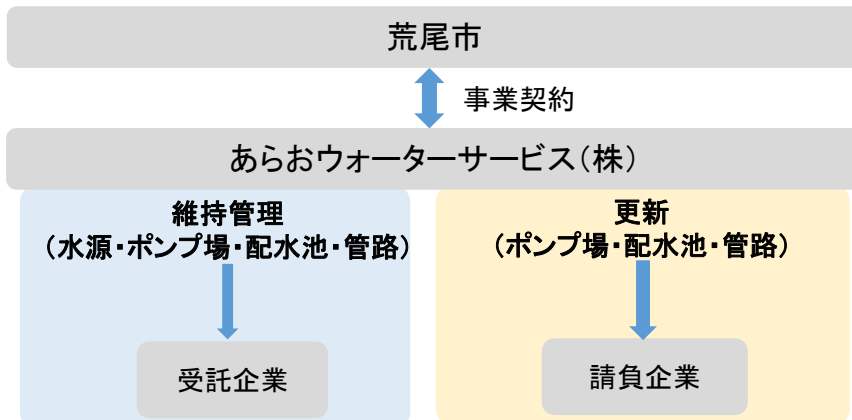
広域化・垂直統合・官民連携事業により、料金回収率が大幅に改善

○市内すべての水道施設の維持管理・更新を一体的に民間に委託し、給水サービスの維持向上、持続可能な経営を実現。

## 【概要】

事業主体	熊本県荒尾市
民間事業者	あらおウォーターサービス株式会社 (出資者:メタウォーター(株)、荒尾市管工事共同組合*(株)エースウォーター、国際航業(株)、(株)NTTデータ)
給水人口	48,509人(2021年)
契約金額	約58億円(税込み)
契約期間	令和3年(2021)4月1日～令和8年(2026)3月31日(5年間)
発注形態	性能発注(水道法に基づく第三者委託に、営業業務、建設設計業務、総務系業務を加えた包括的な業務)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理(水源、ポンプ場、配水池、管路等)</li> <li>・更新(ポンプ場、配水池、管路等)</li> <li>・経営・計画更新支援</li> <li>・窓口、検針、料金収納業務</li> <li>・危機管理対応業務等</li> </ul>
プロフィットシェア	・契約には含まれていない(毎年度出来高に応じて支払い)
その他	・PFI法第6条に基づく民間提案により事業形成

## 【事業スキーム】



## 【位置図】



## 【事業の効果】

荒尾市 包括委託第1ステージの評価・検証結果より

### 1. 人的基盤の確保

- ・民間企業により、技術職員数は30%増加(13人→17人)。
- ・全職員に占める水道技術に関する資格所得度は10ポイント増加(7%→17%)。
- ・技術士等の高度な技術及び経験を有する有資格者が配置

### 2. 給水サービスの維持向上

- ・顧客満足度として、窓口利用者サービスの満足度は9ポイント増加。
- ・ペーパーレス化の推進や、包括委託による入札プロセスの削減等により、業務あたりの作業時間が最大6%短縮。
- ・地域企業にとって入札手続き負担の軽減に繋がる。
- ・ICT技術を取り入れた事業継続計画(BCP)の策定及び訓練の実施。

### 3. 需要減少下での経営の維持

- ・財務状況は包括委託前の水準を維持。
- ・包括委託前よりも収納率が高い水準。
- ・包括委託前に比べて地域人材雇用数は24%増加(33人→41人)。
- ・地域企業が水道事業経営へ参画できるようになった(地域からの意見)。
- ・実践に即した長期的な視点に立った水道ビジョン等を策定。

参照:<https://www.city.arao.lg.jp/kurashi/suido/jigyo/page13649.html>

○最新技術を活用した下水処理場の改良工事、維持管理、更新計画案の策定を一体的に民間に委託し、大幅なコスト削減を実現。

## 【概要】

事業主体	岩手県大船渡市
民間事業者	大船渡下水道マネジメント株式会社 (出資者:メタウォーター(株)、(株)テツゲン、メタウォーターサービス(株))
処理人口	約11,153人(2023.3.31時点)
契約金額	約22.8億円
契約期間	平成30年(2018)4月1日～令和5年(2023)3月31日 (5年間)
発注形態	性能発注
事業内容	・維持管理(処理場) ・改良工事(処理場) ※管路は対象外 ・計画更新提案
プロフィットシェア	・ユーティリティ費や修繕費の削減分は清算しない。

## 【位置図】



大船渡市資料より

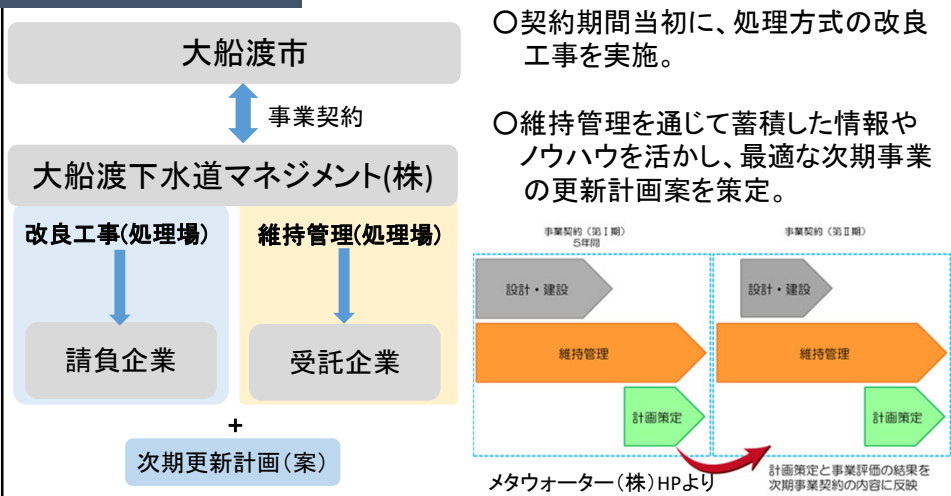
○下水道の整備区域拡大により処理水量は毎年増加しており、処理系列の増設等処理能力の早急な増強が必要

○一方、将来的には人口減少に伴う処理水量及び使用料収入の減少が見込まれ、民間ノウハウを活用した効率的かつ持続可能な管理運営が必要

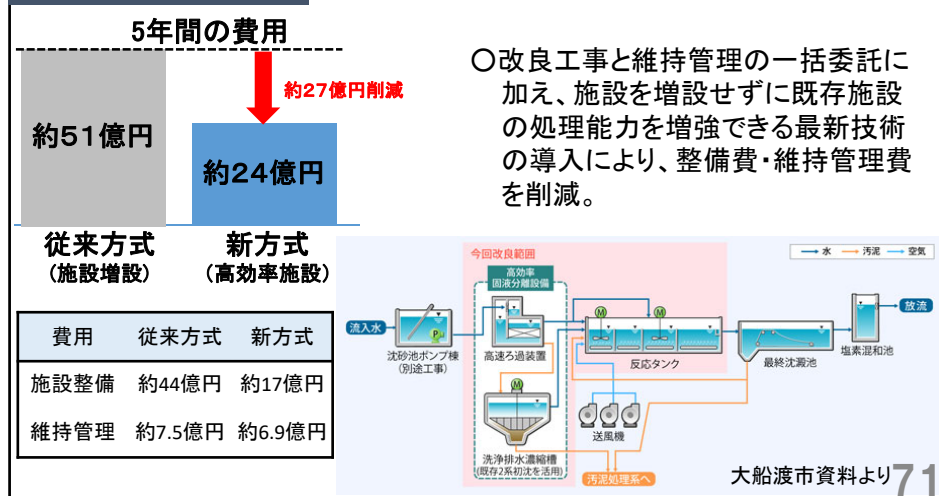


大船渡市浄化センター

## 【事業スキーム】



## 【事業の効果】





○水道、下水道、農業集落排水の運転管理、上下水道事業に関わるコンサルタント業務を包括的に民間事業者へ委託。

【概要】	
事業主体	茨城県守谷市
事業者	ウォーターエージェンシー・オリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所 共同企業体
給水人口 処理人口	上水道: 70,017人(2022年) 下水道: 69,841人(2022年) 農業集落排水: 563人(2022年)
契約金額	約73億円(税込み)
契約期間	令和5年(2023)4月1日～令和15年(2033)3月31日 (10年間)
発注形態	性能発注
事業内容	・運転管理、保守管理、修繕(配水場・ポンプ場・排水処理施設等) ・コンサルタント業務(計画、設計、施工管理) ・緊急対応業務
プロフィットシェア	改善提案により低減された委託料を官民で折半

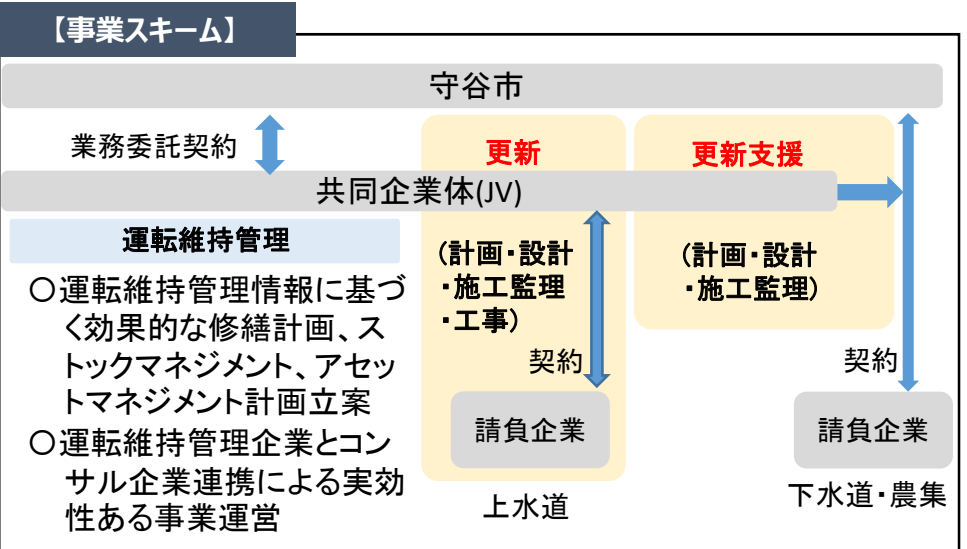
【位置図】

**水道事業**

**下水道事業**

**農業集落排水事業**

守谷市上下水道事務所資料より



- 【事業の効果】
- ◆官民の役割分担の最適化により、執行・運営・危機管理等における実施体制の強化を実現 ⇒ 職員の負担軽減、執行体制の強化
  - ◆IoT、AI技術の導入により、業務の効率化、省力化を推進
    - ・水質自動制御システムによる処理水質安定化と消費電力量の削減
    - ・AI技術による運転監視サポート
    - ・クラウド型施設管理システムによる維持管理情報を起点としたマネジメントサイクルの確立
  - ◆設計や計画策定、施工監理などの業務に国庫補助金を最大限活用による市費の削減 ⇒ 10年間で約7億円の市費削減

# 水道・下水道分野における民間提案の促進

## ○PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

水道・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)

### 【水道】

生活基盤施設耐震化等交付金の交付にあたりPPP/PFIの導入に関する民間提案を求めて適切な提案を採択する要件の導入について(再周知)(令和5年3月31日)

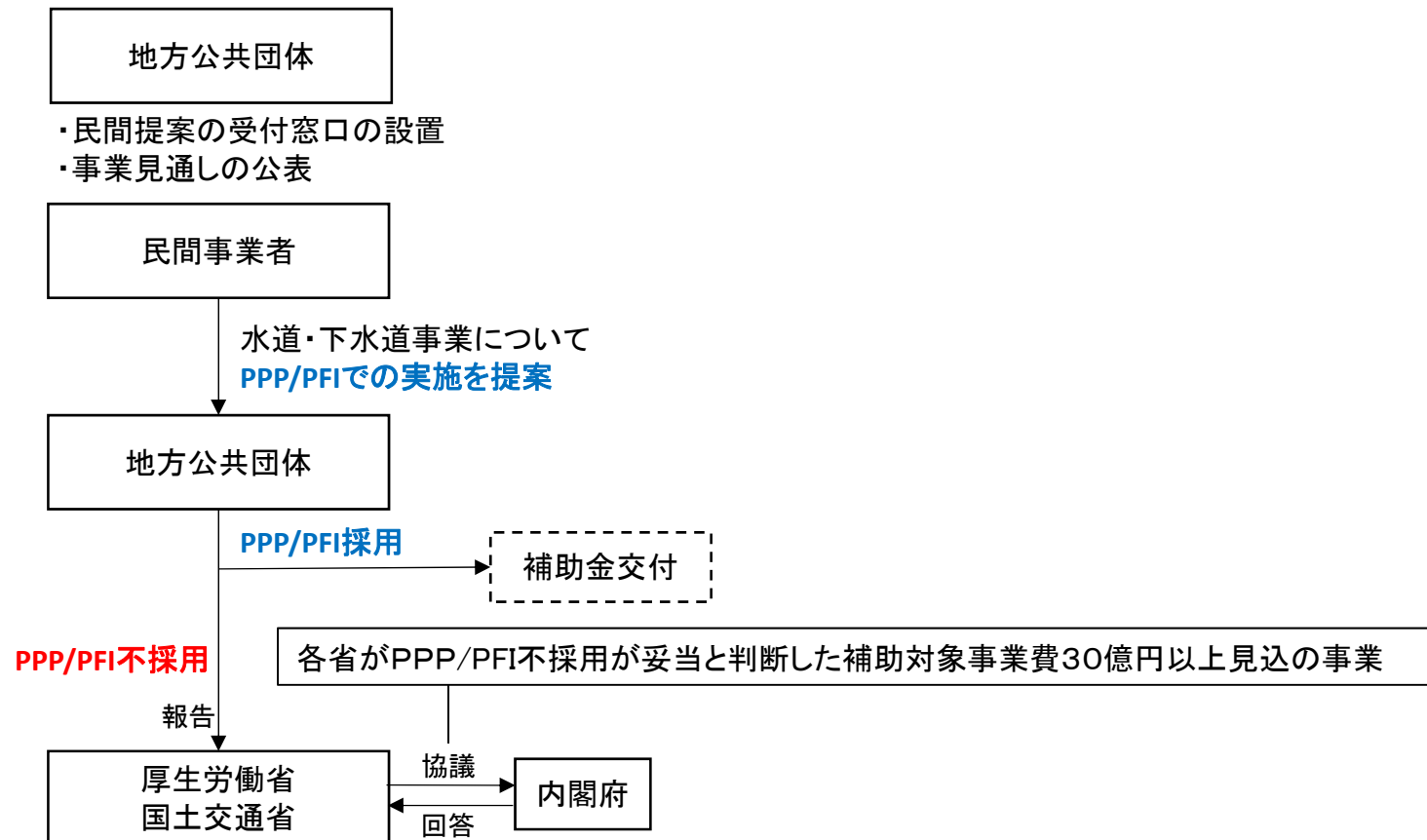
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418_00021.html)

### 【下水道】

全国下水道主管課長会議(令和5年4月24日)資料P111 3)社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件について

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000654.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000654.html)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001603779.pdf>



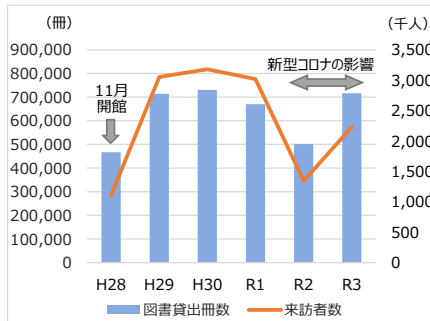
# ローカルPFI 事例②

## 大和市文化創造拠点シリウス（神奈川県大和市 人口20万人以上）

- 本事業は、大和駅周辺地区で進められていた新たなまちづくりのための第一種市街地再開発事業（特定業務代行）の中で、複合施設を整備したもの。
- 大和市は利用者の視点に立ったサービス提供を重視し、施設における横断的な利用を当初から計画、各施設の専門性を十分に発揮でき、いつでも開館して利用できる施設とするため指定管理者制度を導入している。
- 本事業の最大の効果はにぎわい創出であり、開館から5年10か月で来館者が累計1,500万人に到達している。

PPP/PFI導入の効果			
VFM		特定事業選定時	契約時
公共サービス水準	サービス・利便性向上	貸出冊数（図書館）	従前 48万冊/年（H27） 従後 72万冊/年（R3） 館内では毎日イベントを開催
	迅速・柔軟な対応	利用の自由度	従前 - 従後 飲み物を飲みながら館内どこでも読書が可能
	行政職員の事務負担軽減	-	従前 - 従後 -
経済的価値	地方創生	来訪者数の増加 (来館者数、うち市外割合)	想定150万人/年、実際には300万人/年（R1まで） 市外来場者の割合は約33.6%で増加傾向（R3） 駅から拠点施設までを結ぶ軸（プロムナード、下記写真参照）を形成、駅周辺の人流が変化し、歩行者数が約4割増加
社会的価値	新たな政策課題	-	-

図書貸出冊数と来館者数の推移



開架書架と閲覧席

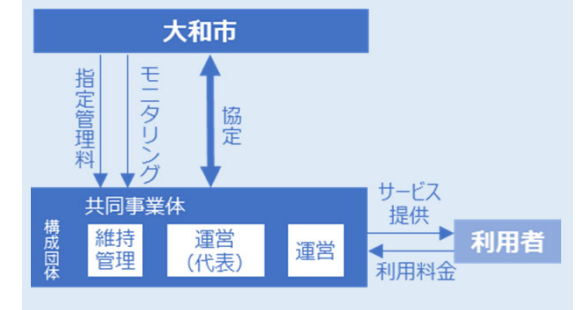


カフェ（図書館等と共同イベント実施）



事業概要	
事業主体	神奈川県大和市
人口	242,937人（令和4年1月1日）
事業方式	PPP（第一種市街地再開発事業の特定業務代行、指定管理者制度）
事業期間	4年5か月（指定管理期間）
施設規模	延床面積 25,256.18㎡
契約金額	798百万円/年
施設概要	図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場、地下駐車場
共同事業体の構成団体	代表企業 (株)図書館流通センター 構成企業 サントリーパブリシティサービス(株)、(株)小学館集英社プロダクション、(株)明日香、(株)ポーネランド、(株)横浜ビルシステム
※下線は地域企業（市内企業）	
※破線は県内企業	
事業経緯	平成26年7月 建設工事着手 平成26年10月 指定管理者の募集 平成28年11月 協定の締結 平成28年11月 管理の開始

事業スキーム



施設外観



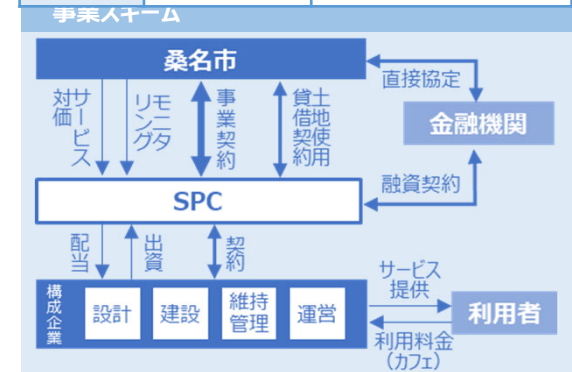
# ローカルPFI 事例③

## 桑名市図書館等複合公共施設特定事業 (三重県桑名市 人口10万人以上～20万人未満)

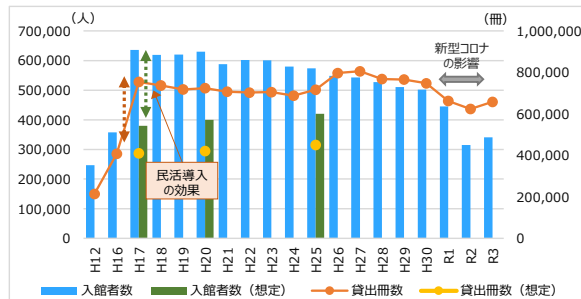
- 桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭隘化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。
- 本事業は旧図書館と比較し規模が増大し、人材確保が困難であったことから、運營業務を民間に委ねることで多様なサービスニーズへ対応し、専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。
- 有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現。併設した独立採算事業のカフェも人気があり、中高生の利用が多いことから中心市街地活性化に寄与している。

PPP/PFI導入の効果		特定事業選定時	5.5%～12.5%	契約時	22.0%
VFM 公共サービス水準	サービス・利便性向上	入館者数(図書館) 貸出冊数(図書館)	従前 25万人/年(H12) 21万冊/年(H12)	従後 50万人/年(H30) 75万冊/年(H30)	
		有資格者数	従前 司書1人(H12)	従後 司書21人(H30)	
	迅速・柔軟な対応	図書等不明簿価率	従前 簿価総額 0.3%(H12)	従後 簿価総額 0.00304%(H30)	
		開館時間の延長	従前 午前9時～午後5時(木曜は午後7時)	従後 午前9時～午後9時	
行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書館の運営、資料・備品等の購入・管理等)	従前 行政が実施	従後 事業者が実施(規模増大・専門性への対応)		
	経済的価値	地方創生	地域雇用の創出(市内雇用者割合)	スタッフの50%程度を地域雇用	
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入	民間提案によるICタグ、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)		

事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税抜)
施設概要	中央図書館、中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、人権センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
SPCの構成企業	代表企業 鹿島建設(株)
	構成企業 (株)佐藤総合計画、(株)図書館流通センター、セントラルリース(株)、積村ビル管理(株)、(株)三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書等の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



入館者数及び貸出冊数の推移



自動貸出機



閉架書庫からの転送



施設外観

# ローカルPFI 事例④

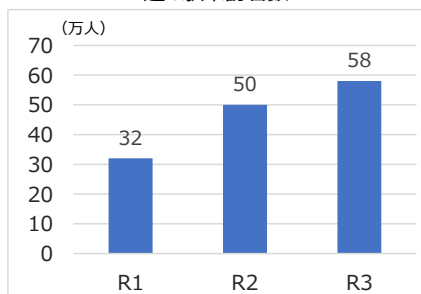
## むつざわスマートウェルネスタウン拠点形成事業 (千葉県睦沢町 10万人未満)

- 本事業は、PFI法第6条に基づく民間提案制度による事業者提案に基づき実施された事業。
- 地産天然ガスを活用した自立発電を行い供給する事業と、人口減少に歯止めをかけ持続可能なまちづくりを推進するため、「健康づくり」「定住促進」「地域活性化」等に資する拠点として「道の駅」と「地域優良賃貸住宅」を一体で整備する事業を同時に実施。
- 定住人口の増加と来訪者の増加（令和4年3月までで累計約140万人）をもたらずとともに、PFIを含む事業全体の効果として新電力会社の収益を健康増進施設に還元することで住民の健康意識が向上する等地域全体の活性化等に寄与している。

### PPP/PFI導入の効果

VFM		特定事業選定時	約9.1%	契約時	約10.7%
公共サービス水準	サービス・利便性向上	イベント等開催数	従前 -	従後	令和4年：3回、令和3年：1回 令和2年：4回、令和元年：2回
	迅速・柔軟な対応	-	従前 -	従後	
	行政職員の事務負担軽減	-	従前 -	従後	
経済的価値	地方創生	定住人口の増加	「定住賃貸住宅」(全33戸)に、33世帯94名(町外から86名)の入居が確定(令和4年3月時点)		
		来訪者数の増加	令和元年9月～令和4年3月までの来客数が約140万人(旧道の駅と比較して1.5～2倍程度増加)		
社会的価値	新たな政策課題	環境負荷の軽減	地産地消エネルギーシステム(太陽光発電、ガスコジェネ)		
		災害対応	防災拠点として対応(電力自給、電線地中化等) 令和元年9月台風15号に伴う東電管内大規模停電の中、自立分散型エネルギーシステムで停電から約5時間後に電力供給を再開		
		健康意識の向上	アンケート調査では事業前と比較して5割以上の人の健康意識が向上		

道の駅来訪者数



道の駅

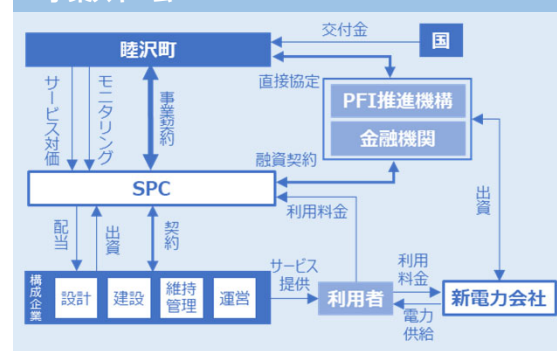


健康支援パネル(施設内掲示)



事業概要		
事業主体	千葉県睦沢町	
人口	6,870人(令和4年1月1日)	
事業方式	PFI(BTO+BOO(健康支援施設))、混合型	
事業期間	約24年(維持管理・運営期間 約22年)	
施設規模	敷地面積 約28,635.36㎡	
契約金額	約25.7億円(税抜)	
施設概要	道の駅ゾーン 19,645.57㎡ (休憩施設、健康支援施設、防災関連施設等) 地域優良賃貸住宅ゾーン 8,989.79㎡ (住宅、共同施設、道路等)	
SPCの構成企業 (市内企業) ※破線は県内企業	代表企業	パシフィックコンサルタンツ(株)
	構成企業	(株)群森工務店、東日総業(株)
事業経緯	平成28年8月 平成28年10月 平成29年3月 平成29年6月 令和元年9月	実施方針等の公表 入札説明書等の公表 落札者の決定 契約締結 供用開始

### 事業スキーム



物販コーナー



住宅ゾーン



# ローカルPFI 事例⑤

## 函南「道の駅・川の駅」PFI事業 (静岡県函南町 人口10万人未満)

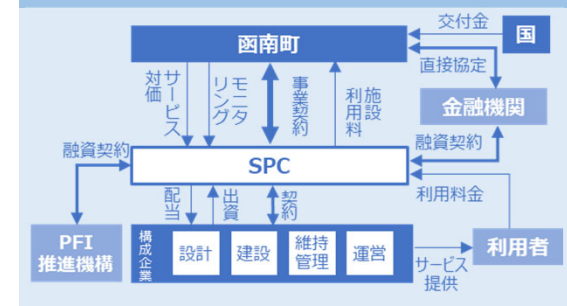
- 函南町では2014年に函南塚本ICが開通し、地域活性化、観光振興を図ることが期待される一方で、観光客が町を素通りしていく可能性を問題視していた。
- また、居住人口の増加が期待できない中で、交流人口の増加が必要とされ、道の駅の整備は町の発展に必要と位置づけられていた。
- 町ではこれまで収益事業に取り組んだ経験がないことから、観光情報発信機能を備えた「道の駅」の整備にPFI手法を導入することとした。
- 代表企業である地域企業は、地域のネットワークを活用して農産物の出荷や雇用を主に調達し、利用者数も当初想定を上回る水準であることに加え、隣接地にはテーマパークが進出し、相乗効果で利用者数も一層増加し、地域経済活性化に大きく寄与している。

### PPP/PFI導入の効果

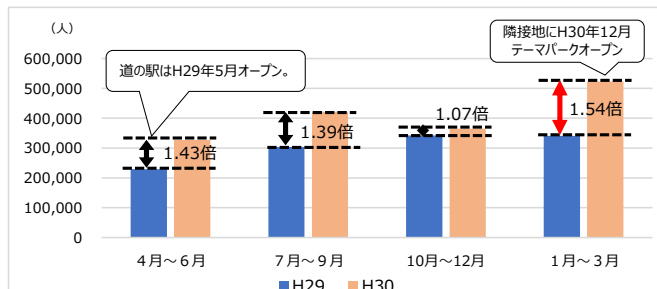
VFM		特定事業選定時	約7.6%	契約時	約8.9%	
公共サービス水準	サービス・利便性向上	利用者数	従前	当初想定69.1万人/年	従後	約121万人/年 (H29) 約164万人/年 (H30)
	迅速・柔軟な対応	-	従前	-	従後	-
	行政職員の事務負担軽減	-	従前	-	従後	-
経済的価値	地方創生	賑わい創出	利用者における県外の割合：町内11%、県内44%、県外45% 特に首都圏からの来訪者が多い状況			
		地域経済の活性化	農産物を出荷する出荷者協議会（町内事業所16者、個人46人が参加）飲食店3店中1店が町内事業者、自販機事業に町内事業者が参画			
		地域雇用の創出	スタッフ全体（88名）中、34名を地域雇用			
経済波及効果	隣接地に明太子メーカーのテーマパークが整備された（H30.12）ことで集客面での相乗効果が生じ、道の駅利用者及び売上げが4～5割増加					
社会的価値	新たな政策課題	災害対応	防災拠点の整備			

事業概要		
事業主体	静岡県函南町	
人口	37,280人 (令和4年1月1日)	
事業方式	PFI (BTO)、混合型	
事業期間	16年5か月 (維持管理・運営 15年)	
施設規模	敷地面積 13,280㎡	
契約金額	約24億円 (税込)	
施設概要	観光情報案内施設 (交通安全情報施設と併設)、物産販売所 (直売所等)、飲食施設、交流施設 (会議室)、イベント広場、自動販売機	
SPCの構成企業	代表企業	加和太建設(株)
	構成企業	(株)日総建、(株)J M、(株)長大
※下線は地域企業 (市内企業) ※破線は県内企業		
協力会社	川田建設(株)静岡営業所	
事業経緯	平成26年8月 実施方針等の公表 平成26年11月 入札説明書等の公表 平成27年3月 落札者の決定 平成27年11月 契約締結 平成29年5月 供用開始	

### 事業人十人



利用者実績



道の駅 (手前) とテーマパーク (奥)



ハンディキャッパーに配慮した施設エントランス



# ローカルPFI 事例⑥

## ショッピングセンターメイン用地における定住促進住宅整備事業

(佐賀県みやき町 人口10万人未満)

- 人口減少にあるみやき町では定住人口を増やすために「みやき町住生活基本計画」に基づき、町財政の平準化等を図りつつ、従来の公共住宅では提供し得ない住環境を整備した。
- 民間事業者が、事業計画段階から設計・建設、維持管理運営、大規模修繕まで一体的に行う事で、官民の適切なリスク分担の元、町が想定した総事業費を下回る提案を得た。
- 子育て世代を主軸とした中堅所得者向け定住促進住宅の整備場所として、すでに整備されているショッピングセンターの隣接地を選定したことで、利便性が高く、入居率が向上し、定住人口の確保につながっている。

PPP/PFI導入の効果			
VFM		特定事業選定時	契約時
公共サービス水準	サービス・利便性向上	入居率	従前 - 従後 約100%
	迅速・柔軟な対応	対応時間 (維持管理)	従前 - 従後 24時間365日対応窓口の設置
	行政職員の事務負担軽減	-	従前 - 従後 -
経済的価値	地方創生	定住人口の増加	定住人口の増加 (複数の定住促進住宅をPFIで整備) 25,278人 (平成17年国勢調査) ⇒ 25,511人 (令和2年国勢調査)
		地域経済の活性化	地域企業のビジネスチャンスを創出 (本事業はPFI第一号案件) 施工で地域に延べ6,000人の雇用創出
		地域企業の参画	本事業をはじめPFIを7事業で導入、全ての事業に町内企業が参画
社会的価値	新たな政策課題	環境負荷の軽減	太陽光パネルの設置

外観



遊具の設置

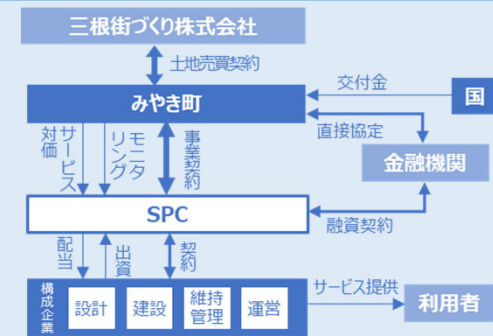


オートロックのエントランス



事業概要	
事業主体	佐賀県みやき町
人口	25,823人 (令和4年1月1日)
事業方式	PFI (BTO)、サービス購入型
事業期間	31年 (維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約1,943㎡
契約金額	約5.5億円 (税込)
施設概要	中堅所得者向け定住促進住宅 計24戸
SPCの構成企業	代表企業 (株)栗山建設 構成企業 (株)アイ・エフ建築設計研究所、ユーミー設計(株)、弓場建設(株)、(有)栗山ターフメンテナンス、(株)ウェルビジョン九州
事業経緯	平成24年9月 実施方針等の公表 平成25年1月 募集要項等の公表 平成25年5月 優先交渉権者の決定 平成25年6月 契約締結 平成26年4月 供用開始

### 事業人千円ム



### ◆◆みやき町PFI事業 (賃貸住宅) ◆◆

- 三根庁舎南東用地定住促進住宅整備事業 (代表は地域企業)
- 三根庁舎西南用地定住促進住宅整備事業 (同上)
- 中原庁舎西南用地定住促進住宅整備事業 (同上)
- 三根庁舎南集落内戸建て定住促進住宅整備事業 (同上)
- みやき町戸建て定住促進住宅整備事業【No.2】 (同上)

# ローカルPFI 事例⑦

## 給食センター（北海道伊達市）

### 地域課題

旧施設整備から40年以上が経過し老朽化が著しい。  
また、学校給食衛生管理基準を満たしておらず、安心・安全な給食を提供する観点から早急な建て替えが必要。

### PFI導入の効果

**歳出削減** 特定事業選定時 約7.6%（契約金額 約47億円）

**供給数** 整備前 2施設で3,100食  
→整備後 1施設で3,300食

**市内食料P** **R** **給食センター内にレストラン**を開設し、**地域食材**を活用した給食・軽食を提供

**アセット有効活用** 市の中心部である立地を生かし、会議室を用意し、食事付会議プランを提供

**地域経済活性化** **地域企業が代表企業**となり事業者グループを組成

**災害対応** 最大9,900食/日の炊き出しを3日間提供可能



調理場

食育レストラン

### Column

#### 食育推進に取り組む事例 (石川県野々市市 給食センター)

手作り調理を実施するとともに、センター内に見学通路やホールを設置し、児童・生徒の就業体験や市民への健康増進に関するイベントを開催するなど、食育に取り組んでいる。

## スポーツ公園（神奈川県茅ヶ崎市）

### 地域課題

国による新湘南国道の延伸や相模川の築堤事業の推進に協力するため、相模川河畔スポーツ公園を移転する必要が生じた。新公園には、市民サービスの向上や周辺の活性化を期待。

### PFI導入の効果

**歳出削減** 契約時 約6.5%（契約金額 約75億円）

**スポーツ拠点** 地域スポーツチームのホーム施設として運営  
スポーツ教室を実施し、地域スポーツコミュニティの形成促進

**交通混雑軽減** 公園と茅ヶ崎駅や周辺駐車場間の送迎バスを運行

**にぎわい創出** レストラン、スタジオ、サイクルステーション等、クラブハウスを中心に**地域の交流拠点を配置**

**地域経済活性化** **地域企業が代表企業**となり事業者グループを組成

**地域雇用創出** 地元の人材活用など、地元の雇用機会の創出



スタンド

クラブハウス

### Column

#### コンセプトはローカルファースト

地域のスポーツを軸としたコミュニティ形成や地域ニーズを踏まえた施設内容、地元企業中心の業務実施体制、地元雇用確保や県内産材の採用といった、地域を第一に考えた民間提案を採用。



# ローカルPFI 事例⑧

## 子育て支援住宅 かのや (鹿児島県鹿屋市)

### 地域課題

昭和30年代に建設された公営住宅団地について、建替事業を行おうとするものの、財政難により凍結。  
ファミリー世帯向けの住宅の市場供給量が少ない。

### PFI導入の効果

- 歳出削減** 事業収入（交付金、家賃収入、民間収益施設）により、**自治体負担は実質ゼロ**（契約金額 約10億円）
- 子育て支援** 子育て世帯に配慮した住戸プランや性能余剰地を活用し、民間収益施設として**アフタースクールや親子で楽しめるママカフェ**を整備
- 広報** 自治体負担がゼロになるスキームと併せて評価され「住生活月間国土交通大臣表彰」を受賞
- にぎわい創出** 子育て世帯を中心とする多世代交流の拠点
- 地域経済活性化** **地域企業が代表企業**となり、協力企業として市内企業30社以上を活用



アフタースクール



ママカフェ

### Column

#### 余剰地を有効活用する事例

(大阪府 公営住宅)

建築面積の合理化により住宅建替後に発生する余剰地をPFI事業者売却し、事業機会を創出するとともに、売却益を建替費に充てることで財政負担を軽減した。

## 体育館 おびひろ (北海道帯広市)

### 地域課題

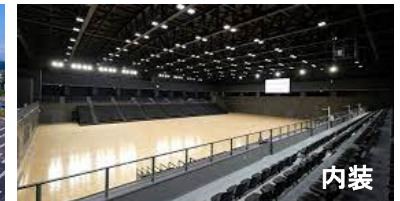
旧施設整備から40年以上が経過し老朽化が著しい。  
また、利用者層やニーズの変化に対応することでスポーツによる交流の拠点を整備する必要が発生。

### PFI導入の効果

- 歳出削減** 契約時 約2.5%（契約金額 約103億円）
- 利用者数** 当初想定 16.5万人/年  
→実績 25.8万人/年（H29）
- にぎわい創出** 地域企業と連携した食育の機会を提供  
キッズコーナーを整備し、利用者層が拡大  
**地域スポーツチームのサテライト施設**として
- スポーツ拠点** ホームゲームを開催  
民間スポーツクラブ・地域スポーツチームによる運動プログラム提供
- 地域経済活性化** **地域企業が代表企業**となり事業者グループを組成  
集客力の高さが評価され750万円/年・20年間のネーミングライツ収入
- 災害対応** 避難誘導時の動線を複数準備



外景



内装

### Column

#### 利用機会を高める工夫を行う事例

(東京都墨田区 すみだ 体育館)

メインアリーナとサブアリーナを可動式間仕切壁で仕切ること、日常利用から公式競技大会まで様々な利用シーンに対応することができ、稼働率を高めている。

# 旧<sup>かんた</sup>苅田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業（岡山県津山市）

○江戸期の町並みの残る「旧苅田家付属町家群」において宿泊施設に改装し、PFI事業（コンセッション事業）として運営。  
 ・改修工事前に事業者を選定することで、事業者の運営ノウハウを改修工事にもあらかじめ活用。

市は歳出を抑え歳入を増やすとともに、観光客の誘致、地域のにぎわいの創出と地域活性化、域内需要の拡大を図るもの

## 【概要】

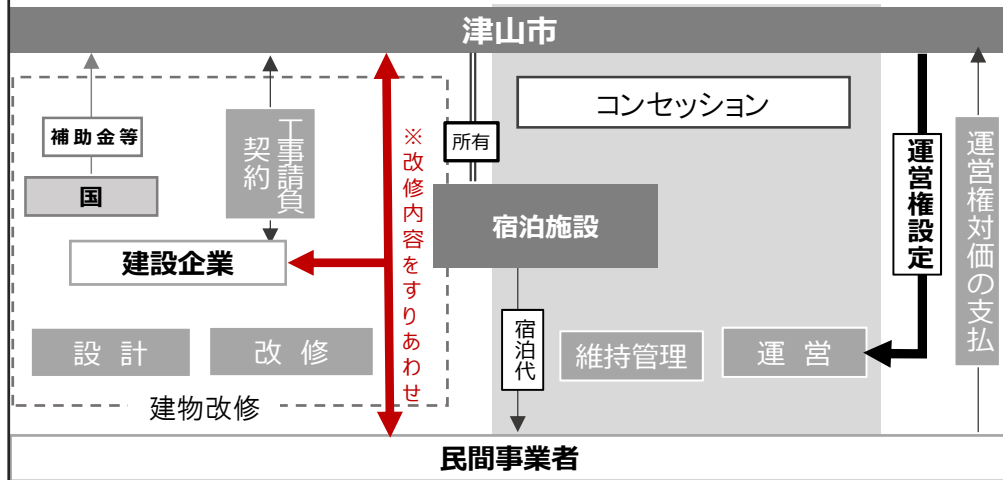
実施自治体	津山市（岡山県）人口約10.0万人（R2.国調）
事業方式	PFI（コンセッション方式） ※改修工事は市が補助制度活用し実施
事業期間	令和2年7月～令和22年3月末日
契約金額	運営権対価：約7400万円（令和5年3月末まで分割払い猶予） ※改修工事費：約1.9億円
施設概要	宿泊施設
事業実施主体	HNA津山（宿泊業）

## 【位置図】



## 【事業スキーム】

○市が補助金等活用して町家を改修。改修内容は、運営事業者とすりあわせ。  
 ○整備した町家を管理委託ではなく、コンセッションを導入し、民間事業者が運営。



## 【事業の効果】

○指定管理の場合、委託費用（毎年約300万円）の歳出が必要  
 →コンセッションの導入により、毎年約450万円の運営権対価の歳入

ランニングコスト：-300万円/年 ▶ +450万円/年

○コンセッションを通じ、民間事業者の新たなビジネス機会を創出  
 ○町家を活用したハイブランドな宿泊施設の運営が国際的に評価  
 → ミシュランガイド4パビリオン（4つ星）を獲得



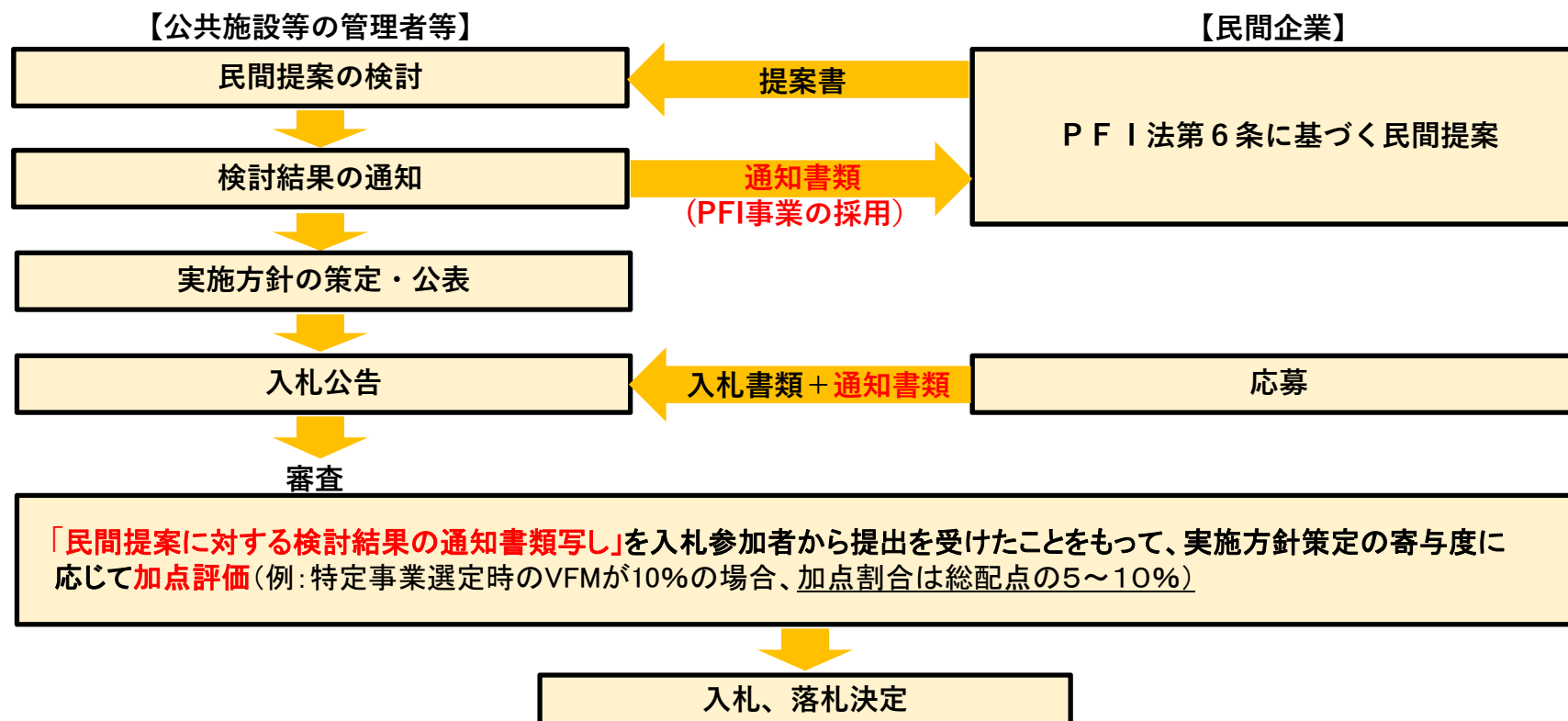
## 公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置（概要）

○「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」(令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)において、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行うとされたことを受け、公共調達の評価において、民間提案事業者に対して加点を行う。

■適用対象：PFI法第6条民間提案に基づき実施される総合評価落札方式又は企画競争により、令和5年4月1日以降に契約を締結しようとするすべての公共調達

■加点評価：PFI法第6条第1項に基づく提案を実施した入札参加者を入札時の評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、PFI法第6条第2項に基づく、公共施設等の管理者等による民間提案に対する検討結果の通知書類写し等を提出。実施方針策定の寄与度に応じて加点。(例えば、特定事業選定時のVFMが10%の場合、加点割合は総配点の5～10%。)



# 普及啓発・人材育成機能

## 概要

- PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等についてセミナーを開催し、PPP/PFIの知識・ノウハウの習得や理解促進を図る。
- 自治体職員に対して具体的な案件形成が志向できる人材育成を推進する。

## 取組の内容

PPP/PFIの知識向上に向けた講演 [普及啓発・人材育成機能]  
例：平成29年度 ぎふPPP/PFI推進フォーラム プログラムより抜粋

	テーマ・内容
第3回	<u>公有資産マネジメントとPPP/PFI</u> ▶ PPP/PFIによるソリューション等具体事例の紹介
	<u>公的不動産の利活用について（廃校活用事例等）</u> ▶ 文教施設と福祉施設等との複合化・集約化等具体事例の紹介
第4回	<u>都市公園における官民連携の推進</u> ▶ 公募設置管理制度（Park-PFI）
	<u>PPP/PFIの導入概論</u> ▶ PPP/PFIの概要、具体事例の紹介
第5回	<u>高砂市における優先的検討規程の策定経緯について</u> ▶ 優先的検討規程の策定経緯



## 取組の効果

- 【官】 PPP/PFIの導入のメリットを理解できるようになり、庁内でも検討を始めようと思った
- 【民】 地元中小企業でもPPP/PFIに参画可能であることが理解できるようになり、自社でも取組みを始めようと思った

# 情報発信・官民対話機能

## 概要

○ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**し、当該案件に係る市場性の有無や事業のアイデア、民間事業者の参入意向や参入条件等について意見聴取することにより、PPP/PFIによる事業化に向け次のステップへと進捗させる。

## 取組の内容

### PPP/PFIによる発注予定案件の公表・個別案件紹介・官民対話の実施 [情報発信・官民対話機能]

活動内容	活動例
PPP/PFIによる発注予定案件の公表	<p>翌年度公募事業の紹介（H31年度重点事業の概要）</p> <p>▶ PPP/PFIによる事業化に向けたH31年度予算（可能性調査費、事業者選定費、整備費等）を紹介</p>
個別案件紹介	<p>官民対話対象案件の事業概要の説明</p> <p>▶ 官民対話に向け、対象案件の事業概要及び民間からの意見等を聴取したい項目を説明</p>
官民対話の実施	<p>ワークショップ（意見交換会）形式</p> <p>▶ 官と複数の民間事業者がグループに分かれ、事業方針、構想等の策定段階（事業化の初期段階）にある事業を対象に当該事業のポテンシャルや導入機能等のアイデアについて意見を交換</p>
	<p>個別対話形式</p> <p>▶ 案件ごとにブースを設置し、官と民（1：1あるいは1：複数事業者）で事業条件や参画意向等につき対話を実施</p>
	<p>開放型サウンディング形式</p> <p>▶ 個別対話と同様のやり取りを公開形式で実施</p>



## 取組の効果

- 【官】対話対象案件に対する民間目線からのポテンシャルや行政にはないアイデアの確認、民間の事業参画意向の把握ができ、事業化に向けた検討を進めることにつながった
- 【民】対話対象案件の事業概要や検討進捗、官側の意向、民間への期待等を早期に情報入手することができ、参入意欲が向上した

# 交流機能

## 概要

- 地元企業がコンソーシアムを組成しやすくなるよう、セミナー等の後に懇親会や交流会を実施し、**異業種間のネットワーク構築**を図る。
- 事業者間でPPP/PFI事業の現状と課題に対する意見交換ができる機会となることが期待される。

## 取組の内容

### 異業種間ネットワークの形成 [交流機能]

活動内容	活動例
異業種民間グループと官との対話	▶官民対話の際に異業種が同一グループとなるよう組み分けすることで、名刺交換や他業種の問題意識・参画意向を把握しやすい環境を整備
特定の事業分野にフォーカスした意見交換	▶給食という事業分野にフォーカスし、事前に課題設定のうえ、当該課題について事業に関係する異業種30人程度がテーブルに着き意見交換
懇親会・交流会の開催	▶地域金融機関の主催により、PF開催後に軽食等を用意し、参加者同士のネットワーク構築の契機となるよう懇親会を開催



➤ 異業種民間グループと官との対話の様子



➤ 懇親会の様子

## 取組の効果

- ・事業に対する他業種の意向や考え方を知り得た
- ・今後のコンソーシアム組成に向けたネットワークが築けた

## 改定の背景と主な改定内容

- 「PPP/PFI地域プラットフォーム運用マニュアル」（平成29年3月）の策定から6年が経過し、また、PPP/PFI推進アクションプラン（令和4年改定版）で地域プラットフォーム（地域PF）の全国展開が打ち出されたことも踏まえ、今後の地域PF形成・運営を支援するため、これまでの取組実績を反映して改定を行ったもの。
- 形成支援として、形成機運醸成のため、地域PFがPPP/PFIの推進に貢献したこれまでの取組の成果や、多様なメンバーを巻き込む際の参考になるよう各構成メンバーの参加意義を追加。
- 運営支援として、特徴的な取組事例や今後とヒントとなりそうなアイデア、コロナ禍での経験を踏まえた開催方法の工夫を追加。

## 地域PF形成支援のための主な追加事項

- 地域プラットフォームに期待される機能に対するこれまでの取組みの成果を提示
- 地域プラットフォームの設置目的や役割に応じた地域プラットフォーム形成・推進主体の体制づくり、実施内容（プログラム）事例を提示（更新）
- 地域プラットフォーム構成員検討のための産官学金の参加意義と役割分担の例を提示

## 地域PF運営支援のための主な追加事項

- 案件の検討段階に応じた効果的な官民対話の進め方のポイントを提示
- ロジ面における事前準備やオンライン開催での官民対話等、コロナ禍における開催のための工夫のポイントを提示
- 最近の地域プラットフォームの特徴的な取組事例を提示（特定のテーマを集中的に扱う部会の設置、オンライン開催を活用した複数地域PFの同時開催など）

## マニュアルの構成

タイトル「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」（内閣府・国土交通省）

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| I. 地域プラットフォーム（地域PF）形成の意義 | IV. 地域PFの更なる活用 |
| II. 地域PFの形成              | V. 地域PFの事例     |
| III. 地域PFの運営             |                |

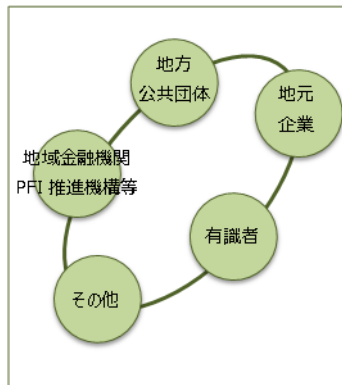
## 構成

- I 地域プラットフォーム形成の意義
- II 地域プラットフォームの形成
- III 地域プラットフォームの運営
- IV 地域プラットフォームの更なる活用
- V 地域プラットフォームの事例

## I 地域プラットフォーム形成の意義

地域プラットフォームの概要や形成の目的について説明

### ■ 地域プラットフォームとは

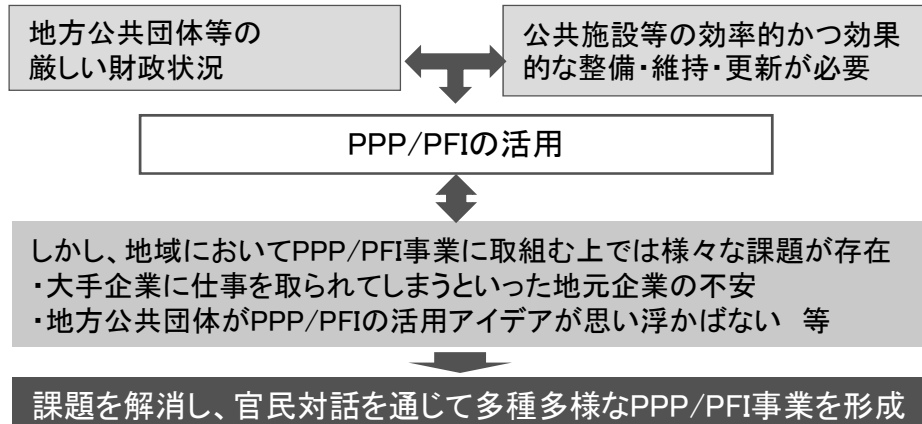


地域の企業、金融機関、地方公共団体等が集まり、PPP/PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体の案件形成を目指した取組み

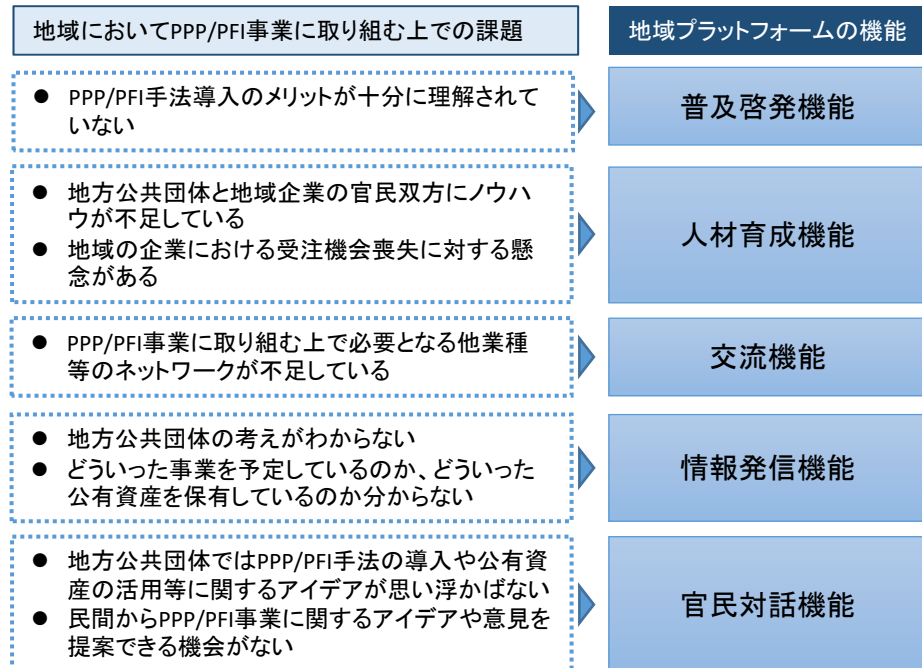
#### 主な取組み

- 事例研究を通じたノウハウ習得
- 異業種間のネットワーク形成
- 具体案件の官民対話
- 民間提案の試行 等

### ■ なぜ地域プラットフォームが必要なのか



### ■ 地域プラットフォームが有する機能



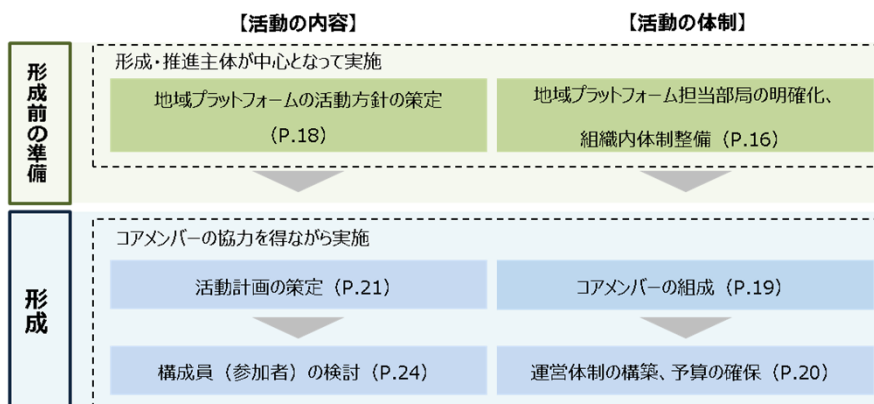


## Ⅱ 地域プラットフォームの形成

地方公共団体等が地域プラットフォーム形成をどのように進めていけばよいかを、準備から形成までのフローに沿って説明

- 形成前の準備
  - 担当部局の明確化、組織内体制整備
  - 地域プラットフォームの活動方針の策定
- 形成
  - コアメンバー(活動内容等の検討や運営等に主体的にかかわる者)の組成
  - 運営体制の構築、予算の確保
  - 活動計画の策定、形成・推進主体、コアメンバーの役割分担、構成員(参加者)の検討
- 地方公共団体以外の団体が主導する地域プラットフォームの形成
  - 地域の金融機関や大学が主導することにより、中立的な立場で案件形成を支援
  - 地方公共団体以外の団体が主導する場合も、案件形成のためには、地方公共団体の積極的な参画が必要

### 地域プラットフォームの形成までのフロー

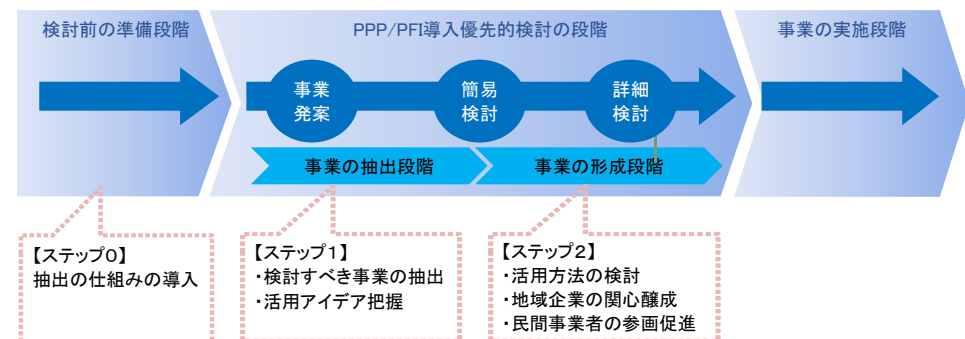


## Ⅲ 地域プラットフォームの運営

地域プラットフォーム運営の参考となるよう、実施内容(プログラム)の検討について具体的な事例とともに解説  
特に重要な官民対話の効果的な実施方法を紹介

- 実施内容(プログラム)の検討
  - 活動計画を基に、年間の活動内容を検討
  - テーマに合わせ、情報提供の方法・内容を検討
- 官民対話の効果的な実施方法
  - 地方公共団体における取組み体制の整備
  - 運営において協力が欠かせない地域の関係者(地域金融機関、大学、業界団体等)への協力依頼 等

### 検討段階に応じた官民対話の内容と資料イメージ



### 地域プラットフォームの継続的な運営に向けた工夫

- PPP/PFI案件候補に関する情報提供の仕組み導入
- オンラインを活用した共同開催やハイブリッド開催
- 開催内容の充実(セミナーのテーマ選定等)
- 運営体制面での工夫、事務の負担軽減

## IV 地域プラットフォームの更なる活用

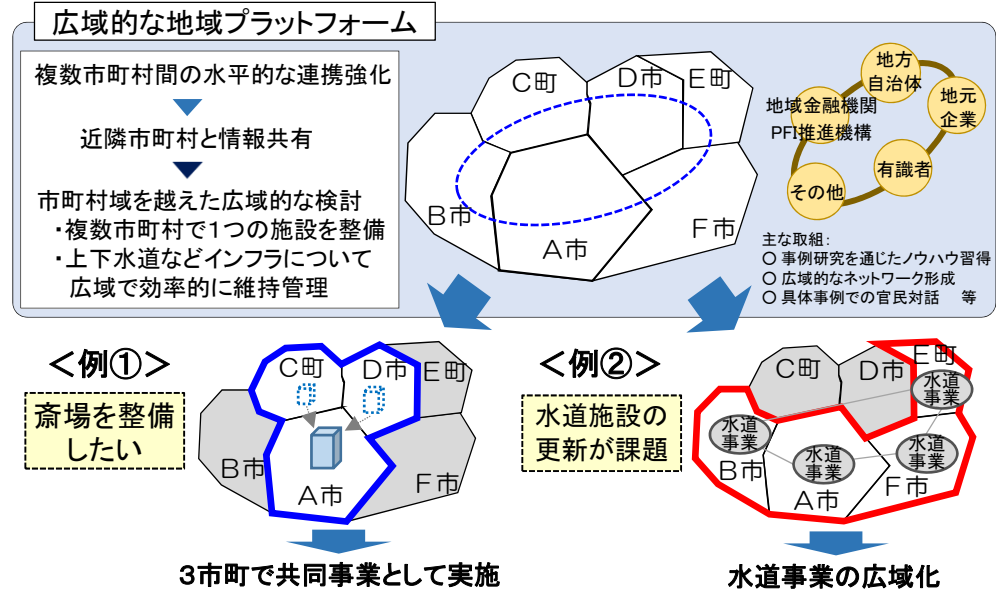
地域プラットフォームを具体の案件形成に向けた継続的な取組みとしていくために効果的な運営方法を紹介

- 民間提案制度と地域プラットフォームの活用
  - 地方公共団体と民間が対話し、民間提案制度の仕組み作りを行う場として活用
  - 民間提案を促す情報提供の場として活用
- 地域課題の解決
  - 地域の状況・ニーズに応じて、複数市町村における給食センターの老朽化など地域の課題を検討する場として活用。
  - 情報が集まることで、具体的な案件の検討より前段階の地域の課題の発見と解決法の模索に取り組むことも期待される。
- 現地見学会の取組み
  - 現地見学のうで意見交換することにより、案件形成を更に促進
- 多様なテーマ設定
  - 多様なテーマを設定することで、地域における様々な課題を検討
- 地域プラットフォームによる域内市町村サポート
  - 個別プロジェクトの相談に応じたり、国が行う補助事業の情報提供や応募案件のとりまとめをサポート
- 地域企業の参画
  - 地域企業の事業参画の機運醸成を目的としたセミナーの開催や、地域企業との官民対話を通じて地域企業の参加を促進

## ■ 広域的な案件形成

- 広域的な地域プラットフォームの形成により、市町村の枠を超えた案件形成が期待される

市町村の枠を超えた広域的な案件形成の推進イメージ



## V 地域プラットフォームの事例

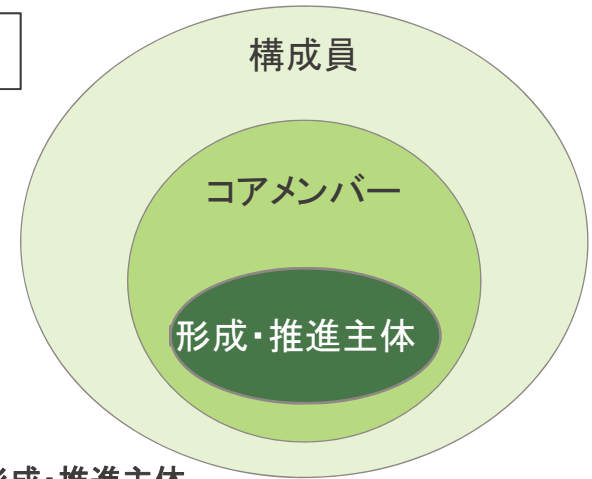
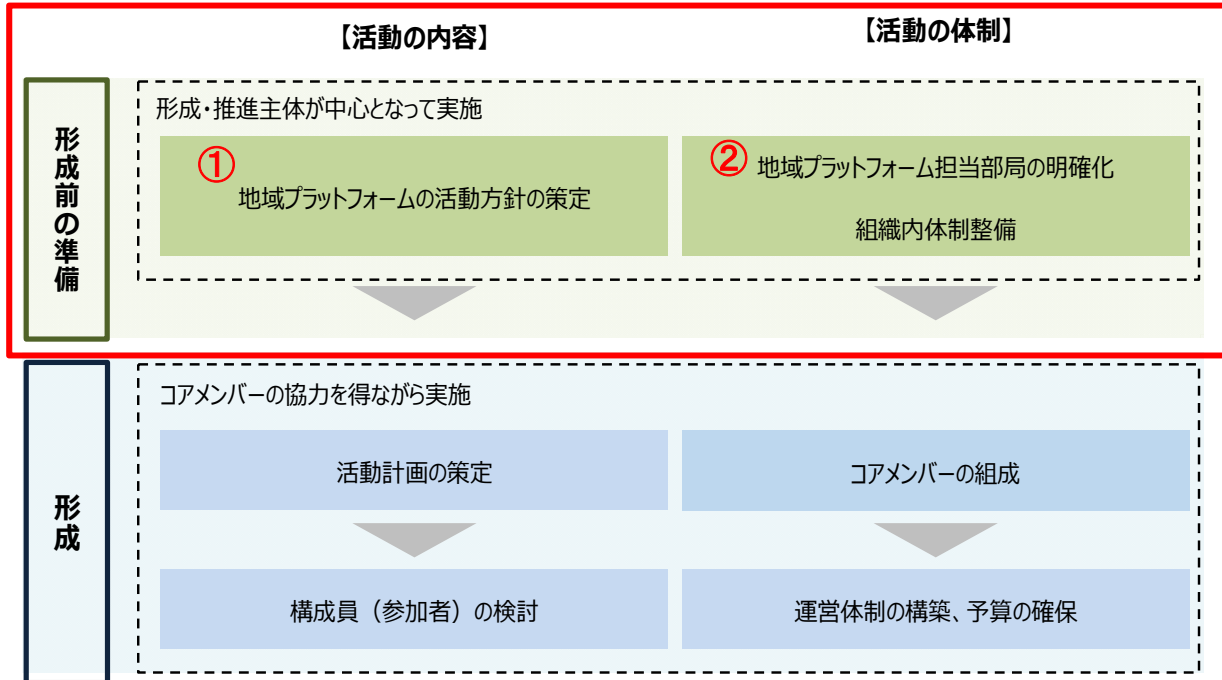
様々な団体により設立された事例を紹介

地域プラットフォーム名(設立主体)	設立主体の分類
1. とやま地域プラットフォーム(富山市等)	基礎自治体
2. 京都府公民連携プラットフォーム(京都府、京都銀行等)	広域自治体 地域金融機関
3. ふじのくに官民連携実施塾(静岡県)	広域自治体
4. 山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム(YMFGZONEプランニング等)	地域金融機関
5. ぎふPPP/PFI推進フォーラム(岐阜大学、十六銀行等)	学識経験者 地域金融機関

# 地域プラットフォーム形成に向けての検討事項①

地域プラットフォームの**形成・推進主体を決定し、活動方針の策定**等を実施

＜地域プラットフォームの形成までのフロー＞



## 形成・推進主体

当該地域プラットフォームの設置や運営等で中心的な役割を果たす者

## コアメンバー

活動内容等の検討や運営等に主体的に参画する者

## 構成員

当該地域プラットフォームの対象者のうち、地域プラットフォームの目的に賛同し、セミナー等に参加する者

## ① 活動方針の策定

- ・地域の課題を踏まえた**活動目標**
- ・目標達成のための地域プラットフォームの**活用方法**や**持たせる機能**
- ・地域プラットフォームの活動を通じて**実現したい地域のあり方**
- ・参加が必要と思われる関係機関

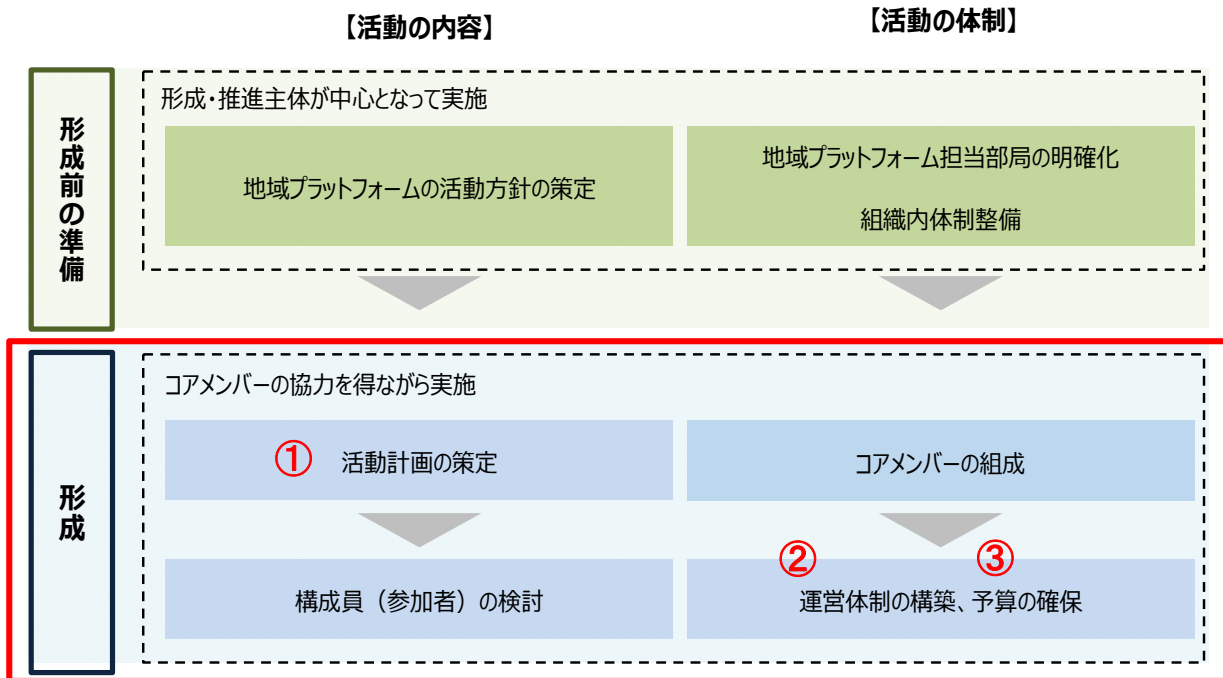
## ② 担当部局の明確化、組織内体制の整備

- ・地域プラットフォームの**形成・推進主体を決定**
- ・形成・推進主体の**庁内の理解醸成**や**協力体制の構築**（事業部局との連携や庁内勉強会の開催）
- ・形成・推進主体が**地域金融機関等の場合は、域内の基礎 自治体と必要事項を調整**

# 地域プラットフォーム形成に向けての検討事項②

活動計画を策定やコアメンバーを組成し、運営体制や予算の確保について検討

＜地域プラットフォームの形成までのフロー＞



## ① 活動計画の策定

- ・形成・推進主体は、コアメンバーと協議を行い、活動方針を基に活動計画を策定
- ・活動計画には、**活動目標、活動内容、参加者、運営体制等を規定**

＜活動計画とは＞

活動計画とは、中長期的な視点で地域プラットフォームの目標、目標達成に向けて実施する活動内容、それを運営する体制等を取りまとめた計画書。

## ② 運営体制の構築

- ・地域プラットフォームの運営に当たり、**形成・推進主体とコアメンバーの役割分担を決定**
- ・形成・推進主体は、会場や講師等登壇者の手配、参加者の募集、資料印刷、当日の運営等に必要な予算の確保（適宜コアメンバーと調整）

## ③ 予算の確保

- ・会場費、講師等登壇者への謝金、資料印刷等必要な経費を確保
- （予算の軽減策）**
- ・内閣府の**専門家派遣制度の活用**
- ・会場は**コアメンバーの施設活用、オンライン開催**

# 京都府公民連携プラットフォームの事例

## 地域PF形成の背景・課題

- 府内の自治体等におけるPPP/PFI 手法の知識・ノウハウ・情報や、官民相互の理解、官民対話の場の不足等により、案件形成がスムーズに進みづらい状況だった。
- セミナー等による啓発が行われてきたが、一部の民間事業者、自治体での取組にとどまっていた。

## 地域PF形成の目的・目標

- 公共施設の老朽化や財政負担の増大、人口減少・高齢化の進行など社会状況等の変化等を踏まえ、府内自治体の公共施設の民間活用や、民間の施設・資金・ノウハウを活用した公共サービスの提供など、多様な公民連携を推進するための対話の場として「京都府公民連携プラットフォーム」を設置(平成29年5月30日に設置)。
- 京都府が推進主体となることで、市町村の枠を超えた広域的な活動展開が可能となり、地域プラットフォーム(以下「地域PF」という。)の活動を通じた官民対話機会の創出により、府内での案件形成を支援。
- PPP/PFI の実績のある自治体のノウハウ等を活かし「公」において具体的な案件形成を志向できる人材育成支援、自治体の政策形成に資する活動を展開する。また、PFIに限らず多様な手法を用いた事例を幅広く紹介し、経験の少ない職員が関心を持つことができるよう支援。

### (活動目標)

- ・京都府内における具体のPPP/PFI 案件の形成
- ・府内自治体のPPP/PFI に対する意識改革
- ・案件形成に資する実効性のある支援メニューの構築

## 地域PFの運営体制

### ■ コアメンバーの役割分担

推進主体	京都府
企画・立案	京都府、各地方公共団体、京都銀行、京都府立大学等
情報発信	京都府、京都銀行
運営ロジ	京都府、各地方公共団体

### ■ 予算確保の方法

- ・内閣府地域PF形成支援事業(平成29年度)を活用
- ・内閣府及び国土交通省と協定を締結(平成31年度)し、協定PFの支援(講師等の専門家派遣など)を活用
- ・会場はコアメンバーの施設を利用(実質無料)
- ・参加費は無料  
※交流会は1~2千円程度の参加費(軽食等)で企画

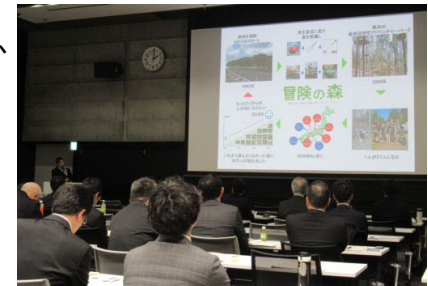
## 地域PFの参加者

公民連携に関心のある民間事業者、大学、金融機関、府内の自治体の公民連携・施設整備担当者  
※開催案内等について、事務局の各社ホームページで公表、過去の参加者にメールで案内

## これまでの開催実績

平成29年の地域PF設立以降、計20回の地域PFを開催

- (開催場所)
- ・京都市計8回開催
  - ・その他市町村計8回開催(久御山町、宮津市など)
  - ・WEB開催4回開催



<地域PF開催状況>

# 山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォームの事例

## ■ 広域化

- ・北九州地域、広島地域の各地域プラットフォームと合同でサウンディング等を実施。
- ・いずれも(株)YMFG ZONE プランニングが運営事務局。
- ・3地域合同で15件のサウンディングを実施(令和2年度)。

山口地域	山口県その他、県の全自治体(19団体)が参加
北九州地域	北九州市周辺の自治体(18団体)が参加
広島地域	広島県その他、県の全自治体(23団体)が参加

## ■ 地域プラットフォームの成果

- ・地域プラットフォームにおけるサウンディングを通じて複数案件の検討が具体化。

山口地域	安岡地区複合施設整備事業(下関市) LABVプロジェクト(山陽小野田市)
北九州地域	滞在型観光に向けた八面山の公有地・施設の利活用(中津市) 学校給食共同調理場整備事業(中津市)
広島地域	(仮称)みよしアグリパーク整備事業(三次市)

# たま公民連携PPP・PFIプラットフォームの事例

## ■コアメンバーの役割分担

- ・地域特性を熟知したコアメンバーで役割分担し、地域課題に対する検討と機動的な運営を実施

多摩信用金庫	セミナーのテーマ設定・企画、プラットフォームの運営
立川市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市	セミナーのテーマ設定・企画、具体案件・課題の提供
東京都立大学(朝日教授)、東洋大学大学院(金谷客員教授)	テーマに関連する講演の実施等

## ■広域化

- ・多摩地域の27団体(26市1町)が参加し、多摩地域全体の活性化に寄与

## ■活動の特徴

- ・参加自治体の案件情報等を提供し、民間事業者の多摩地域への関心・興味を維持。
- ・地域企業向けのPPP/PFIの基礎的セミナーや大手企業との個別商談会等を実施し、地域企業のPPP/PFI事業への参画機会を創出。

# 横浜PPPプラットフォームの事例



## 横浜 PPP プラットフォーム 第1回セミナー

市内建設企業をはじめ、民間事業者の皆様  
の参画を後押しします。皆様の事業の幅を広げ、  
新たなビジネスチャンスに繋がります。  
横浜の新しい価値を共に創っていきましょう！



令和5年度

**対象** 建設、設計、維持管理、運営、不動産、金融等に  
関する市内企業及び市外企業

2023年6月26日[月]

13:00-16:00 受付開始 12:30 定員400名  
オンライン配信も行います

戸塚区民文化センターさくらプラザ 4階ホール等

参加 無料 事前 申込



横浜市戸塚区戸塚町16番地17(戸塚区総合庁舎内)  
JR・横浜市営地下鉄「戸塚駅」西口から徒歩約2分

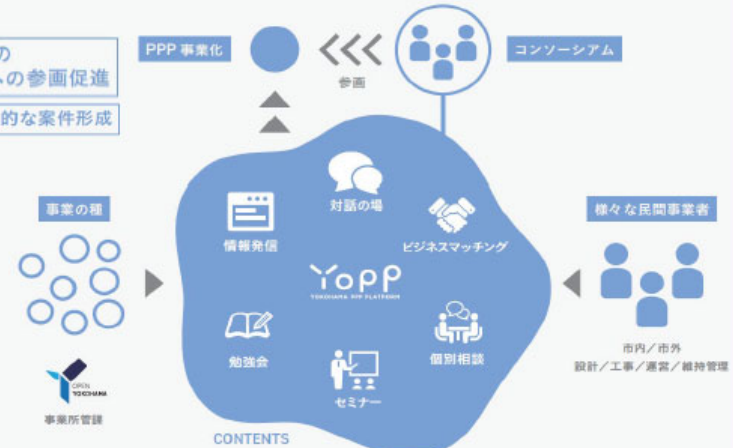
### PPPで横浜の未来を共に考え、共に創る。

横浜市は一歩進んだ公民連携として、多様な主体と“共に価値を作る”「共創」の理念を大事にしながらチャレンジしてきました。横浜PPPプラットフォーム【Yopp】をきっかけに、横浜の未来について企業の皆様と共に対話しながら、PPP/PFI 事業を通じて、新たな価値の創造につなげていきます。

横浜をより良くするために必要なのは、地域のことを熟知し、地域の未来を担っている市内企業の皆様の想いと行動です。加えて、独自のノウハウや経験を有する企業の皆様も横浜の課題解決や魅力づくりには必要です。行政も含めた様々な主体が連携することで、地域に根ざし、市民/民間/行政の三方よしの PPP/PFI 事業を創っていきたく考えています。

#### MISSION

市内企業等の  
PPP/PFI への参画促進  
効果的・魅力的な案件形成



#### プログラム

13:00-16:00

開会あいさつ 横浜市政政局長 鈴木 和宏

<第一部> 13:05-15:00

- 1 PPP/PFI推進アクションプランのポイント (20分) 内閣府PPP/PFI推進室企画官 鈴木 祥弘 氏
- 2 横浜市PPPリストについて (10分) 横浜市政策局共創推進課
- 3 PPP検討案件紹介 (60分) 横浜市各事業所管理
- 4 質疑応答
- 5 開会あいさつ 横浜市政政局共創推進室長 伊勢田 純 (休憩)

<第二部> 15:00-16:00

- 6 公民グループ対話 ※詳細はYoppホームページで公表します。
- 7 名刺交換会

#### 講演スピーカー



鈴木 祥弘 氏

内閣府民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室) 企画官

2001年 国土交通省入省  
中国地方整備局松江国道事務所所長、  
関東地方整備局横浜国道事務所所長  
等を経て現職

#### ENTRY 参加申込方法

Yoppホームページに掲載する申込フォームからお申込みください。  
申込期間:5月8日(月)~6月19日(月)  
※公民グループ対話へ参加を希望される事業者の方は  
6月12日(月)までにお申し込みください。



【Yoppホームページはこちら】

参加申込いただいた方は、Yoppメンバーとして登録させていただきます。メンバーの皆様には、Yoppのイベント情報や、個別事業の最新情報などをメールニュースで随時お知らせします。

主催 | 横浜市 共催 | 株式会社横浜銀行 横浜信用金庫  
協力 | 株式会社日本経済研究所

お問合せ | 横浜市政政局共創推進室共創推進課  
tel 045-671-4395



# 人手不足でも策定した事例：鳥取県智頭町(人口約6千人) (令和3年度支援)

- 鳥取県智頭町は、「総合計画」・「公共施設等総合管理計画」にPPP/PFI手法活用を定めたことをきっかけに、**優先的検討規程策定前から「PFI検討委員会」(取り纏め課1名程度と各事業担当課のPPP/PFI担当)**を組成。
- 「PFI検討委員会」を**プロジェクトチーム的に活用**して優先的検討規程を策定し、**取り纏め課の人員不足を補完**。

## 業務の目的・意義

- 厳しい財政状況を背景に、行財政運営の合理化及び健全化、並びに町民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討していくに当たり必要となる基本的な知識に加え、智頭町がPPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくために、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として優先的検討規程を策定する。
- 策定した優先的検討規程に基づいた運用支援を行う。

## 優先的検討規程に基づいた運用支援 (築100年の古民家利活用事業)

### ①事業概要

- 智頭町では、地域再生計画「ちづみちエリアリノベーション事業(図書館を中心にした賑わい創出)」の一環で、古民家を活用している事例があり、築100年の古民家である旧平野邸の譲渡を受け、同物件を活用することで当該事業のエリアを拡げ賑わいを創出することを期待し、検討を進めていたが、改修費用等の観点から具体的な利活用に繋がっていなかった。
- 公有財産利活用事業として「簡易な検討」の支援を行い、次のステップである「詳細な検討段階」に進めるための情報を提供することを目的に支援を実施。

### ②支援内容

- サウンディング型市場調査や類似事例の調査を通じて、旧平野邸の具体的な利活用方法や町の費用負担の必要性等を確認することを通じ、公有財産利活用事業としての旧平野邸利活用の課題や可能性を評価した。

### ③定性評価

- サウンディングによる民間との対話では、本事業については飲食機能を含む宿泊施設としての利活用のポテンシャルがあるとの意見が得られるとともに、利活用手法については、事例調査結果も含め、改修費の投資も含めた民間事業者による利活用の可能性から、公設民営や指定管理者制度による管理運営手法の活用など、幅広い利活用の選択肢が得られた。
- 事業化にあたっては事業採算性の観点から、旧平野邸を核とした分散型ホテルの整備等、他の空き家の活用も含め詳細な検討を実施することが考えうる。

## 優先的検討規程の策定

- PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを①～⑤のとおり整理し、優先的検討規程素案の策定支援を行った。

①	<b>対象事業分野</b> 対象事業分野は、総合戦略や公共施設等総合管理計画に基づく将来的な事業発案の中心分野である「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」としている。
②	<b>対象基準 (検討ルートに乗せる基準)</b> 法的に民間事業者による事業実施が制限されている事業や災害復旧事業等の緊急性のある事業等を除き、発案した全事業とした。なお、公有財産利活用事業については、未利用財産が確認された場合、PFI検討委員会が一度情報を取りまとめて優先順位をつけた後、検討対象とする手続きとしている。
③	<b>検討プロセスと庁内体制</b> 事業所管課とPFI検討委員会が連携して検討を進めるとし、PFI検討委員会は庁内各課の職員が集まって構成される組織であるため、PPP/PFI手法導入の検討が全庁的に進むよう配慮している。
④	<b>民間事業者との情報共有・対話</b> 民間事業者のノウハウを活用するには情報共有の機会を設けることが重要であるため、優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、民間事業者との対話の機会を設定している。
⑤	<b>検討・評価事項と判断基準</b> 優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討が重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するために、事業所管課およびPFI検討委員会が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化している。

- 町への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～③のとおり整理した。

①	<b>規程の定期的な庁内周知と、検討状況の把握 (内部的なPDCAプロセス)</b> (規程の周知、事業所管課の知識向上、財政部局やPPP/PFIの制度所管課による運用状況チェックと検討を要請する体制の構築)
②	<b>PPP/PFI手法導入に対する取り組みの発信</b> (PPP/PFIへの取組姿勢の庁外周知)
③	<b>地域企業におけるPPP/PFI事業への理解促進</b> (勉強会等の開催、地域企業が取り組みやすい規模、スキームのPPP事業によるスモールスタート、地元関連団体等との意見交換)

# ノウハウ不足でも策定した事例：静岡県菊川市(人口約4万8千人)

(令和4年度支援)

- 静岡県菊川市は、支援事業を受託したコンサルティング企業のノウハウを活用するとともに、優先的検討規程に「PPP/PFIの基礎編」を加えることで、市内のノウハウ不足を補完。
- なお、PPP/PFI手法導入の機会を逸さないため、独自の事業費基準も設定している。

## 業務の目的・意義

- 菊川市におけるPPP/PFI手法の導入を進めるために、PPP/PFIの基礎知識習得から業務実施支援まで、PPP/PFI手法の導入に係る全般的な基礎資料として活用できるように優先的検討規程(案)を策定する。
- 策定した優先的検討規程(案)に基づいた試験的な運用の結果から、他の地方自治体における取組や内閣府の現行の手引等の改善に活かせるポイント・課題等を整理する

## 優先的検討規程に基づいた運用支援(駅北構想事業)

### ① 事業概要

- 平成29年4月に策定した「菊川駅北整備構想」に基づく、菊川駅南北自由通路の整備に合わせた駅前広場の整備と賑わい創出に関して、PFI手法導入を検討している。

### ② 支援内容

- 菊川市職員自らが、優先的検討規程(案)及び付属資料(様式、概算事業費(従来手法)試算エクセルシート(※3ページ目に見本を掲載))を用いて駅北構想事業に関して簡易な検討を行う。
- 菊川市職員から、優先的検討規程(案)を運用した結果のフィードバックを受けて、優先的検討規程(案)及び付属資料をより実用性の高い内容に改善する。

### ③ 試験的な運用を踏まえたフィードバックの概要

- 試験的に駅北構想事業をテーマとして優先的検討規程(案)を運用してみたが、定性的な評価・定量的な評価共に、特に迷うことはなかった。
- 定性的な評価については、各項目の考え方やPPP/PFI手法の適否に関する判断基準等の解説があると、判断の手助けになり良いと思う。
- 想定されるスケジュールの記入欄は、PPP/PFI手法を導入する場合の内容を記入するように促す工夫があると良い。
- 様式及び概算事業費(従来手法)試算エクセルシートについて、記入等に迷う部分があるので、説明等があると良い。

## 優先的検討規程の策定

- 菊川市優先的検討規程(案)の概要を、①～④にまとめる。

①	<b>優先的検討の開始時期</b> 特定の事業が想定される場合：公共施設等の整備等を行うために基本構想・基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しをする場合 特定の事業が想定されない場合：国有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合、公共施設等の集約化・複合化等を検討する場合
②	<b>優先的検討の対象事業</b> 事例分析及び菊川市の過去の事業費実績を勘案して、PPP/PFI手法の導入機会を逸せず、かつ縮減効果が見込める事業費規模として、以下の通り事業費の規模を設定。 ・建設、製造又は改修を含む事業であって、 <b>事業費の総額が3億円以上の事業</b> ・運営等のみを行う事業であって、 <b>単年度の事業費が5,000万円以上の事業</b>
③	<b>簡易な検討(定性的評価)</b> 事業特性に関する事項：民間事業者の創意工夫の余地、事業にあたることのできる民間事業者が複数あるか、事業期間を長く設定できるか、リスク分担を明確にできるか、スケジュールの確保 行政に関する事項：法規制等の制約、補助・財政措置等の課題、その他の課題
④	<b>簡易な検討(定量的評価)</b> VFMの検討は、内閣府資料を活用。VFMの推計上必要な、従来手法を用いた場合の事業費を試算するエクセルシート(概算事業費(従来手法)試算エクセルシート)を作成。

- 上記の他、市への支援の過程から得られた知見から、次の①～③の工夫をした。

①	<b>3部構成による編集(PPP/PFI手法導入に係る全般的な基礎資料として作成)</b> 優先的検討規程(案)を、3部構成(基礎知識編、優先的検討規程編、事業化検討編)で作成することで、PPP/PFI手法導入に係る全般的な資料として活用できるように作成。
②	<b>「概算事業費(従来手法)試算エクセルシート」の作成</b> VFMの推計に用いる内閣府資料(簡易な検討の計算表(エクセル)、手引の別紙)は、従来手法を用いた場合の事業費を自治体で試算する必要があり、これが難しいと菊川市との協議で把握した。このため、事業条件(施設種別、想定施設規模、解体する施設の構造及び延床面積、維持管理・運営の事業期間、運営体制)を入力すると、自動計算で概算事業費がアウトプットされるエクセルを作成した。
③	<b>PPP/PFI手法の導入体制の検討</b> PPP/PFI事業を推進するには、事業スケジュールや予算確保に係る市内コンセンサスの形成を、PPP/PFI事業検討の初期段階より行うことが重要である。このため、「簡易な検討」を踏まえて「詳細な検討」を実施するか否か判断するとともに、予算確保・事業の実現に向けて、財務系の組織が検討プロセス段階と意思決定段階に継続的に関わることができるようにPPP/PFI手法の導入体制を検討した。 菊川市では、現行の政策検討体制に、1)複数部署で検討する体制の構築(複合化等する場合)、2)「詳細な検討」の実施判断を既存の会議体に委ねる、3)菊川市公共施設等総合管理計画に基づく複合化等の検討状況の確認機能を組み込んで、体制を構築する方針としている。

# 独自の事業費を設定した事例：愛知県豊明市(人口約6万8千人)

(令和3年度支援)

- 愛知県豊明市は、PPP/PFI手法導入の機会を逸さないため、「優先的検討規程策定の手引」で示す事業費よりも低く設定し、独自の事業費基準を策定した。

## 豊明市の概要

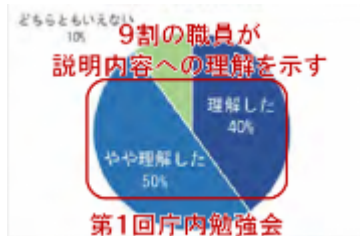
愛知県の中央よりやや西部に位置する豊明市は、東は境川を隔てて刈谷市、北は東郷町、西は名古屋市、南は大府市に隣接。

人口は約6万8千人、面積は23.2 km<sup>2</sup>で名古屋市に隣接するベッドタウンとして発展。



## 支援内容

- 庁内勉強会の開催支援（2回開催）
  - ・ PPP/PFIに係る基礎的内容の理解促進（第1回目）
  - ・ 簡易VFM算定のデモンストレーションの実施（第2回目）



- 優先的検討の対象となる事業費基準の検討支援
  - ・ 他の自治体における事業費基準設定の事例整理
  - ・ 豊明市の状況等を踏まえた適正な事業費基準設定の検討
- 規程に基づくサウンディング調査実施の支援
  - ・ サウンディング実施要領の作成、サウンディングに必要な情報を収集・整理

## 支援による主な成果

- PPP/PFIに係る職員の理解促進が図られ、簡易VFM算定等のスキルが向上した。
- 豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を令和4年5月に策定。
- 国の指針では、優先的検討の対象となる事業費基準は、建設、製造又は改修を含むものは事業費総額が10億円以上、運営等のみを行うものは単年度の事業費1億円以上となっているが、豊明市は下記独自基準を策定し、PPP/PFI事業の活用を幅広く柔軟に検討。

### 豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程(抜粋)

#### 第5条

(2) 次のいずれかの事業費基準等を満たす公共施設整備事業

ア 事業費の総額が**1億円以上**の公共施設整備事業  
(建設、製造又は改修を含むものに限る。)

イ 単年度の事業費が**3,000万円以上**の公共施設整備事業  
(運営等を行うものに限る。)

ウ その他優先的検討を行う必要があると判断した公共施設整備事業

## 優先的検討を実施した事業の進捗状況

### 豊明市福祉体育館等運営・改修事業

#### 事業等の経緯

R3年度 優先的検討規程運用支援

R4年5月 豊明市PPP/PFI手法導入優先的検討規程を策定

R4年11月 豊明市福祉体育館等運営・改修事業について規程に基づき優先的検討を実施

R5年2月 当該事業のサウンディング調査実施

R5年7月 当該事業の指定管理者公募を実施



豊明市福祉体育館 外観

# 優先的検討規程の策定・運用状況

## ○令和4年3月末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

策定団体		団体総数	規程策定済みの団体数		規程に基づき令和3年度までに具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	5
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	35
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	112	87	77.7%	68
	人口10万人以上20万人未満の市区	149	31	20.8%	19
	人口10万人未満の市区町村	1,460	42	2.9%	22
	合計	1,788	227	12.7%	164

令和4年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査（令和4年12月）に基づく集計結果

## ○令和3年3月末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

策定団体		団体総数	規程策定済みの団体数		規程に基づき令和2年度までに具体案件を検討した団体数
国		13	13	100.0%	5
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	33
	政令指定都市	20	20	100.0%	20
	人口20万人以上の市区	111	83	74.8%	61
	人口10万人以上20万人未満の市区	156	22	14.1%	16
	人口10万人未満の市区町村	1,454	26	1.8%	15
	合計	1,788	198	11.1%	145

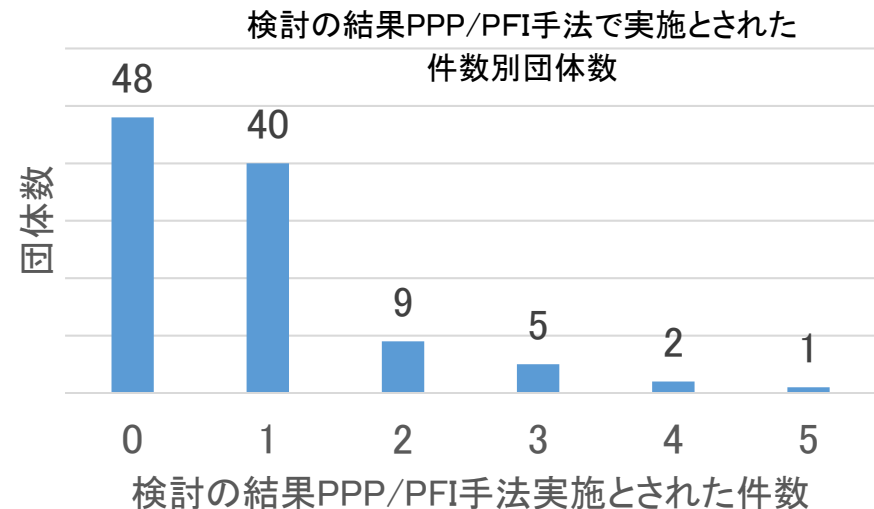
令和3年度 PPP/PFIの実施状況等に関する調査（令和3年10月）に基づく集計結果

# 優先的検討規程の策定・運用状況

第10回事業推進部会資料  
(令和4年12月27日)

- ・令和3年度に優先的検討規程に基づき検討を行った地方公共団体は105団体(規程策定227団体の約46%)で、検討件数の合計は263件。
- ・そのうち、PPP/PFI手法で実施と判断された件数は86件で、検討件数263件の33%。

地方公共団体属性	令和3年度に優先的検討を行った団体数	検討件数				検討結果 (PPP/PFI手法で実施)				②/①
		合計①	平均	最大	最小	合計②	平均	最大	最小	
都道府県	19	53	2.79	17	1	12	0.63	2	0	23%
政令指定都市	13	61	4.69	19	1	14	1.08	4	0	23%
20万人以上	46	96	2.09	9	1	37	0.80	4	0	39%
10万人以上20万人未満	13	18	1.38	3	1	8	0.62	2	0	44%
10万人未満	14	35	2.50	10	1	15	1.07	5	0	43%
合計	105	263	2.50	—	—	86	0.82	—	—	33%



# 地方公共団体PPP情報リストの公表(令和5年3月)

(総合管理計画・優先的検討規程・民間提案受付窓口・民間提案事業リスト)



内閣府  
Cabinet Office

English

内閣府の政策 組織・制度 広報・報道 活動・白書等

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 地方公共団体PPP情報リスト

## 地方公共団体PPP情報リスト

### 地方公共団体PPP情報リストの公表について (公共施設等総合管理計画・優先的検討規程・民間提案受付 窓口・民間提案事業リストの状況をとります)

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」に基づき、地方公共団体におけるPPP/PFIに関する取組状況を幅広く共有すると共に民間事業者からの活発な事業提案を促進する観点から、以下の内容を公表いたします。

- ・公共施設総合管理計画におけるPPP/PFIに係る記載有無と内容
- ・優先的検討規程の策定有無と公表先URL
- ・民間提案に対する一元化した窓口の設置有無と連絡先
- ・サウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公表有無と公表先

### 公表資料

地方公共団体PPP情報リスト(Excel形式:322KB)

### データ項目(例)

- ・公共施設総合管理計画におけるPPP/PFIに係る記載
- ・優先的検討規程策定有無とURL
- ・民間提案に対する一元化した窓口の設置状況・連絡先
- ・民間提案の事業リストの公表有無と公表先

[https://www8.cao.go.jp/pfi/chikotai/chikotaijoho\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/pfi/chikotai/chikotaijoho_index.html)

都道府県名	市区町村名	公共施設総合管理計画におけるPPP/PFI活用についての方針	公共施設総合管理計画におけるPPP/PFI活用方針の記載	優先的検討規程の策定	URL	民間提案に対する一元化した窓口の設置	担当部署名	電話番号	URL	民間提案の対象となる事業リストの公表	URL
●●●	▲▲▲	公共施設等の更新にあたっては、PPP/PFI手法の導入について検討する。	○	○	***	○	企画部計画推進室計画調整課	*****			
●●●	▲▲▲	施設の更新等を行う場合は、民間事業者との連携による管理運営方法の推進やPPP/PFIの活用の可能性を検討するなど、管理費用の縮減に努める。	○								